

## 議会改革推進特別委員会会議録

1. 日 時 平成27年9月11日（金曜日）  
午前9時30分～午後3時23分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒 山 光 広 委 員 長                      馬屋原 眞 一 副委員長  
竹 岡 昌 治 委 員                      徳 並 伍 朗 委 員  
西 岡       晃 委 員                      河 本 芳 久 委 員  
下 井 克 己 委 員                      岩 本 明 央 委 員  
山 中 佳 子 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
萬 代 泰 生 委 員                      高 木 法 生 委 員  
岡 山       隆 委 員                      俵           薫 委 員  
坪 井 康 男 委 員                      秋 枝 秀 稔 委 員  
猶 野 智 和 委 員                      秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員  
石 田 淳 司 議会事務局長              野 尻 登志枝 議会事務局係長  
大 塚       享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
な し
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（荒山光広君） おはようございます。ただいまより、議会改革推進特別委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、このたび東日本、大変な水害が起こっております。当美祢市も平成22年に大変な水害の経験をしておりまして、人ごとではございません。被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

それでは、前回の特別委員会、いろいろ御議論いただきました。先般の委員長報告でもさせていただきましたが、それぞれ提出された条例の改正案、それから他の事項についても、これまで、それぞれの会派で検討されてきたというふうに思っております。

本日は、その辺の御意見を伺いながら取りまとめてまいりたいというふうに思っておりますが、本日、机上に純政会のほうから改定されたもの、それから新政会のほうから先般、口頭で言われたことを入れたものを資料として出させていただきます。

この資料につきまして、もし説明があれば、純政会のほう、よろしく願います。

○委員（西岡 晃君） それでは、政治倫理に関する条例について、先般、前回のこの特別委員会において萬代委員より御指摘いただいた字句の訂正、また表現の訂正を若干させていただいております。訂正させていただいた内容につきましては、赤字で記載させていただいております。

会議録を見ながら訂正箇所を、御指摘いただいた箇所を訂正しておりますので、間違いはないかというふうに思っておりますので、お目通しをいただいて、また御意見いただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願います。

○委員長（荒山光広君） それでは、新政会のほうから、もし説明があれば、よろしく願います。萬代委員、よろしいですか。萬代委員。

○委員（萬代泰生君） ちょっと訂正、人権侵害の件ですが、これはこれでもいいです。私が言ったのは、第3条の（1）じゃなくて（2）でしたけれども、内容としてはそう変わりませんので、結構でございます。

○委員長（荒山光広君） それでは、前回に引き続きまして、双方の案に対しまして皆さん、御意見が、質問、御意見等あればお受けしたいと思います。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先般の議会改革推進特別委員会後、こうしてほかの会派の皆さんが熱心に勉強されて修正案を提出されました。

私、その前に、1つだけ委員長にちょっとお尋ねをしたいんですが、たまたま委員長は議運の委員長でもありますし、ちょっとお尋ねしたいと思います。

先般、去る7月31日付で市長から議会宛てじゃなくて、議長宛てですか、公文書が出てまいりました。最後のくだりに、市政運営を円滑に行うため、対策を講じられるよう要望するという公文書なんですけど、その後、我々、全員協議会の中でそれを配付されました。委員長はその後、議会運営委員長としてどういう対応をされたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

なぜならば、議会運営委員長は、議会の運営に関する事項、それから議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等、3つが、いわゆる権限があるわけですね。それで、こういう文書が来たということで、どのように扱いをされたのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○委員長（荒山光広君） 市長からのそういった文書が出たことは事実でありますけども、これは会派代表者会議に諮って、その取り扱いをどうするかということで、会派代表者会議で協議をされたわけなんですけど、内容的に、議会として文書を取り上げるというのは非常に困難な内容であったというふうに思っております。

従いまして、その文書につきましては、全員協議会で各議員さんに配付をするということにとどまったというふうに思っております。

従いまして、この議会として円滑な運営に対応してくれ、対処を考えてくれというふうなことについては、この特別委員会、議会改革にも関連することですので、その文書とは別に議会として正常な、正常なと言いますか、運営ができるように、皆さんの御意思を、御意見を聞きながら、円滑な議会運営ができるような形で今、まさにこうやって特別委員会が行われているというふうに思いますので、その文書とは別に、この特別委員会の中でしっかりと議論していきたいというふうに考えております。

竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私が申し上げたいのは、もともと、この特別委員会がどういう経緯でできたかということから、さかのぼってみますと、まず、いろんな、どういったらいいか、懲罰委員会で決められたことも守らない。そうした中で、懲罰委

員会をそもそもつくることがおかしいんじゃないかという反対の議員の皆さん方が、今度は自由闊達な意見が出せないということで、解散要求を出されたわけですね。

そうした経緯を踏まえて、もう1回踏みとどまって、議会そのものをきちんとしようじゃないかというのが、もともとの起りであったと、私は認識しております。

そうした中で、じゃあ、今、委員長が言われたように、議会外のことだからと、聞きおくということになれば、この政治倫理条例は、どう言ったらいいですか、議員の品格と言いますか、そういうものを議場の中だけで担保するわけですか。これが、議会外で起きたことは、早う言やあ蓋をしとこうと、こういうことならば、いくらこれを決めても、委員長がどう、これを守らせる担保をされるわけですか。私は、そこから聞きたいんですよ。

基本が、もともと何でこういう委員会ができたかというところからやっぱり整理をして、何遍も、私たちも提案をしたのは、やっぱり守ろうと、せっかくできたものなら守ろうと、こういう気持ちをもとに、誓約書を出しましょうとかやったんですが、いくらこの議会改革でも、かなりの時間を要していろいろやってきました。その間でも、議会の外で、じゃあ何やってもいいんかと。これは私はないだろうと思うんですよ。

やはり我々は、市民の皆さんから負託を受けて24時間、議員としての活動をしてるわけですよ。そうしたら、それ以外のところじゃあ何をしてもええと、こういうお考えなんですか。

**○委員長（荒山光広君）** 今、竹岡委員が申されましたように、選挙で選ばれた議員でございますので、24時間、議員としての立場があることは事実だろうと思いません。

今回の文書につきましては、議会の外でのことであろうと思っておりますので、その文書そのものを議会の中で取り上げることは困難だということでございまして、今後、この政治倫理条例、改正される、されないにかかわらず、現状でも品格を守っていかうとか、そういったことも内容あるわけでございますので、外で何をやってもいいということでは決してないというふうに思っております。竹岡委員。

**○委員（竹岡昌治君）** もともと政治倫理基準というのは、議会の中だけの話じゃないんですよ、委員長。ちょっと委員長、おかしいんじゃないですか。

議会の中だけのことを決めるんなら、そりゃあわかりますよ。でも、政治倫理条

例は、「市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む」  
っていろいろ書いてありますよね。これは、議会の外であろうと中であろうと、遵  
守すべきことだと思うんです。外でやったことは、そりゃあ議会では外のことじゃ  
から関与できません。何のためにこれを決めるんですか。私は、守れないものを決  
める必要はないと、こう思ってるんですよ。

なぜかと言うと、先般も議会報告会を行った場合、市民の皆さんから出たと思う  
んです。委員長、ちょっと委員会が違うから、違ったかもしれませんが、そのとき  
に多くの皆さんから出たのは、いわゆる基本条例、議会の基本条例、あるいは政治  
倫理条例、あるいは委員会条例、会議規則等々を、あの方は議員必携も言われたと  
思いますね。それを遵守すれば何も変えることはないんじゃないですかという意見  
だったんですね。

その後、私たちも地元でいろいろ、こういうふうに取り組んでいますよと言う。  
だって、今までテレビを見てても、いくらやっても守らないじゃないですかと。じ  
ゃあ、守らないものを決めてどうするんですかと。今まで決まってることが本当に、  
悪なら別ですよ。やっぱりきちんとした根拠をもとにしてつくっていったと思うん  
ですね。

にもかかわらず、何でこんな、突如、我々はこの議会改革の中で、私は定数のほ  
うの部会でしたから、きちんと人口割合だとか財政規模だとか、あるいは面積だど  
か、一応、科学的に判断できる材料をお示しして、来年の選挙から16名というの  
を決めたと思うんですね。

それも、いいですか、もともとその懲罰委員会から始まって、解散動議が出て、  
そして、もう1回踏みとどまって、反省を込めて議会を改革しようじゃないかとい  
うことから始まったと思うんですよ。にもかかわらず、ちょっと方向が違うんじ  
ゃないですか。

委員長は、これがまあ、仮に決まったとしたら、どうやって守らせるおつもりな  
んですか。守ってないじゃないですか、今までに。それがふせとこうと、こういう  
議論に私はならんと思います。どうお考えなんでしょうか。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員さんのおっしゃることも、もっともだと思います。  
政治倫理条例、これは議員みずからが守っていこうということの精神で、それぞれ  
の議会で制定をされておるものだというふうに思っております。

従いまして、議会として、その強制力があるものでもないと思いますし、やはり個々の議員の（「強制力がない」と呼ぶ者あり）個々の議員のやっぱり認識が大事だというふうに思います。

強制力というのが、これに違反した場合に、いろんな措置が規定をされておりますが、それは手続きとして、いろんなことが起こった場合にいろんな措置ができるということの規定はされておりますけども、基本的にはやっぱりそれぞれの、個々の議員がしっかりと考えて行動するべきだというふうに、私は思っております。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　いくら言っても、わかっていただけないようです。

なぜ、こういうことになったかと申し上げますと、いいですか、過去平成24年の5月議会から26年の6月議会まで2年1カ月ぐらいしかありませんが、その間、美祢市議会は不適切な言葉と申しますか、誤解を招く言葉、差別用語、相手を批判する言葉等々が随分と飛び交った議会なんですね。記憶にあらうと思うんです。きょう、私は、その間の議事録の大事なところだけは全部、写してきました。こんな議会があったのかなと、反省を込めながら見させていただきました。そして、今から先、これを守るようにするためにはどうしたらいいのか、考えてみました。

しかしながら、それは条例改正することじゃなくて、いいですか、我々全員がこれを守ろうとする、その覚悟が、この委員会では大事じゃなかろうかと、私はそういうふうに思っております。

いろんな例え話を出せばありますよ。六十数回あります、私が調べた結果。ひどいのは、「暴論珍論」てよくわかりませんが、いろんな言葉を使われながら、すりかえで相手を攻撃したり、いろんな事例を持ってまいりました。

そうした議会が、何を決めても私はだめだと。これだけあります、議事録。これをつぶさに見させていただきました。何の反省もないんです、全員。そして、そのときに、何も言わない議員さんがたくさんいらっしゃいました。それで、自由闊達な意見が言えなかったから解散しましょうと、こういうことですね。返し刀でそういうやり方をされました。

黙っておられる方の意思がわかりませんって言うたら、黙ってるのも意思表示の一つだとおっしゃったんです。その後、市民の皆さんがみんな言っていました、あれ、何なのと。黙っておられたってわからんよと、私たちは。

私は、この条例を改正することに反対じゃないんです。反対言ってるわけじゃないんです。よりよくしようというのは、いいです。しかしながら、その前の、もっともっと私たちが守るべきことがあるんじゃないですかと。反省すべきことがあるんじゃないですか。それには一言も触れておられないと思います、この委員会は。

私は、過去2年間をやっぱし総括して反省をし、その上でないと、これを決めたって意味がないと思います。守らない人たちが決めるんじゃないくて、守る人たちが決めるべきだと思うんです。ということは、改選後、やられたらどうですか。今の議員さん、守る覚悟があるんですか。あるんなら挙手してください。全部事例を出してあげますから。（発言する者あり）まだ発言中でございます。

いいですか。すぐ切り返しされるだろうと思うんですが、私は、やっぱりそうした過去の流れをじっくり反省をしながら取り組んで、どう取り組んでいくかということが一番、大切だと思います。また、市民の皆さんがそれを期待していると思うんですね。議会外で何を言ってもいいんだ、いや、俺は言ってないと。それで通るんなら、好きなことをお互いがやりましようや。そして、議会へ帰ってきたら、いや、そんなこと言ってない。

市長が文書を議会議長宛てに出したったら、並々のことだろうと思うんですね。それは二元制代表の問題だから、市長が議会に介入し過ぎている。当然、こんな文書が議会に来るちゅうのは、前代未聞だろうと思います。この言葉は習いましたから使いますが、初めてだと思います、全国的にも。

そんなぶざまな議회를、なぜ我々は一旦、反省をするというところにかかないんですか。その上で、この条例をきちんと議論していくべきだと、私はそのように思っています。

もし、委員長が先ほど申し上げたように、それは議会外だからやらないとおっしゃるならば、今度は議長に対して、じゃあ、なぜ議会運営委員会に諮問をかけないんですかと。そのことは、また別な席でお願いをするしかないだろうと思うんですね。その上で議論をしましようや。

反省がなかったら、決めても、私はだめだと。いわゆる、守らない人が決める条例改正なんて意味がないと思います。守る人たちで決めましようや。それはいつなにかと。改選後だろうと思います。当然、このことを焦点にしながら、皆さん、選挙やられたらどうですか。それで市民の負託受けて、もう1回出て来て、それから

議論してください。守らない人たちと一緒に、こねえな議論したって私は意味がないと、このように思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 村田市長から秋山議長宛ての7月31日付要望書は、一見して私の名誉、人格権を明らかに侵害する内容となっており、首長発信の前代未聞の公文書として、決して許容されない人権侵害行為であります。

また、秋山議長は、この市長要望書を8月24日に開催された全員協議会の席上で議員全員に配付されましたが、議長のこの文書の取り扱いは、市長の、私に対する人権侵害行為を援助・助長する行為であると考えます。

そして、ただいま、竹岡委員の発言は、首長による人権侵害行為にかかわる重大な問題を、この議会改革推進特別委員会という公の場において、改めてこれを取り上げ、言及するものであり、これもまた市長の、私に対する人権侵害行為を意図的に援助・助長する行為にほかならないものと考えます。

従いまして、村田市長、秋山議長並びに本日、この場の発言者、竹岡委員を相手取って、刑事・民事を含めて、法的措置を講じる準備を進めることにいたします。

従って、今後、市長の要望書にかかわる諸問題については、司直の手に委ねられるべき事案であり、議会で議論して決着のつく問題ではないと、このように考えます。

荒山議会改革推進委員会委員長におかれましては、市長の要望書に関連する問題の議論は速やかに終結させ、この特別委員会で懸案となっている案件の、美祢市議会議員の政治倫理条例改定案の審議を早急に進められるよう、強く要望するものがあります。

以上です。

○委員長（荒山光広君） ちょっと待ってください。

あのですね、先ほど竹岡さんのほうから出た件につきましては、具体的な内容はなかったわけなんですけども、実は、今、現状、全員協議会は非公開で行われております。その中で出たものをこの委員会でこと具体的にやるというのは、ちょっと、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに思っております。今、くしくも坪井さん、おっしゃいましたけども、やっぱり、そういった内容に入るのは、私もいかが

なものかなというふうに思っております。

竹岡さんが言われたのは、多分、市長から何らかの文書が出てますよと、議会に対して、もっとしっかりしてくれという文書が出てますということだったと思うんですけど、その内容については、先ほどから竹岡さんにも答弁してますように、議会として取り上げるのはふさわしくないということで、今、考えておりますので、この委員会の中で、こと具体的なことについてやるということは、ちょっと厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

その他、皆さん、御意見があれば。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私は、今、坪井委員さんが、何か告訴するとか、議員として、ここで議論するんじゃなくて、すぐ裁判するたら、告訴するたら、脅しをかけてんよね。

いいですか。私、坪井さんと7年何ぼ、裁判でそれこそ戦ってきたわけですよ。その間、我々家族、親族、どれだけの目に遭ったか。誹謗中傷、受けまして。そして、やはり田舎で裁判やると、三代尾を引くというくらい、尾を引くんですよ。にもかかわらず、二言目には、やれ裁判かけちやる、告訴しちやる。今も一緒でしょう。

私、申し上げたのは、市長の文書の中身は一言もしゃべってません、私は。にもかかわらず、ちゃんと原稿、用意して、多分、竹岡が、ばかが食いついて来るじゃろうなど、（笑声）そう思うちゃったと思うんよね。あれ、ちゃっと原稿、用意しちよる。ところが、あに諮らんや、中身がなかったにもかかわらず、それをお読みになった。誠に頭のいい方やなと思うんですが、私は中身、触れておりません。

そして、暴論珍論って、ちょっと申し上げました。これは、いくら言われても事実でございます。何月何日のどこの議会で言われたか、ちゃんとここにファイルを持ってまいりました。ですから、いくら言われても、事実には反したことは申し上げておりません。

そこも、いつもすりかえ理論で自分を正当化される。こんな議会を3年間やってきたんですよ。

私が申し上げたのは、2年1カ月で六十数回ありましたと、こういう話をしたんです。いいですか。

ひどいのは、これはいつかとは申しませんが、暴論というか珍論というか、今度

は恥論というか、これは話になりませんか、それから欺瞞だとか、隠蔽だとか、もうとにかく、市民の皆さんに誤解をされるような言葉を巧みに使われて、自分が正当化するためにすりかえ理論をされて、1回も反省がないんです。議会ルールを守ってないじゃないですか。にもかかわらず、反省がない。

あげくの果てには、一番致命的なのは、懲罰委員会で決められたことも、いや、守る必要はない。こんな議会なんですよ。それが、何を皆さん、改革しようとされるんですか。私はそこからきちんとやるべきだと、こう主張したんです。で、また訴えとおっしゃったから、しょうがないね、おつき合いせんにゃあいけんけど。

いいですか、委員長。私はきょう、市長からきた文書の中身は一言もしゃべっておりません。最後のくだりだけを申し上げました。しかも、事実に基づいたことしか、きょうは発言してないにもかかわらず、用意された原稿は、多分、竹岡のばかは乗って来るだろうと、こう推測されて書かれたんだろうなと思います。

いいですか。その辺をもう1回、私は申し上げたいと思います。これは市民の皆さんにも申し上げたいと思います。私自身がずっと市民の皆さんと話しをする中で、何とかせんかと言われても、これ、相手のあることですから、できません。みんなが認識して、本当に自由闊達に相互に意見を述べ合って、いけんところはいけん、いいところは互いに伸ばす。そうした議会をつくり上げていくためには、私が申し上げたのは、政治倫理条例、今までの政治倫理条例でさえ守れてないものを、また何か、その、ちょっと、こちょこちょこちょと改正して、これで議会は改革できたんだって、そんなことは市民の皆さんに胸張って言える問題じゃないと思います。

ですから、私が最後に申し上げたいのは、委員長含めて、みんなで、過去3年間の議会の中をきちんと反省をしながら、それからにしましょうや。これができんならやっても意味がないと、私は申し上げます。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 秋山議長。

○議長（秋山哲朗君） この席はオブザーバーでありますけども、発言の許可を委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（荒山光広君） どうぞ。

○議長（秋山哲朗君） 委員長からの発言の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

今、ただいまの坪井委員から、市長、議長含めて刑事告訴するというこの、この市民（「入っちよる」と呼ぶ者あり）竹岡さんもですか。市民の方は、秋山、何を悪いことをしたんかと、逆に言われたら困りますので、一応、今までのいきさつをきちっと。

なぜ、市長のほうからこの要望書が出たかということは、この要望書につきましては、私自身、判断した結果を、議会外のことであるから、議会で取り扱うのはいかなものかなということ、私も考えておりました。ですから、いろんな方から、要望書、議会に来ます。それは、やはり議員の会派代表者会議、そして全協で配付するというのが一応のこれ、ルールであります。石田局長、これ、間違いですか。ちょっと、ちゃんと教えてください。

○委員長（荒山光広君） 石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 美祢市議会議員申し合わせ事項がございます。これの第5番に、陳情等についてということで記載がありまして、このたびのこの要望書は、これに当たろうかと思えます。

内容を申し上げます。朗読をいたします。「議長決裁とする。ただし、議長において必要があると認めるときは、会派代表者会議に諮り、その取り扱いを決めるものとする。」ということが記載をされているところであります。

この要望書につきましては、あらかじめお話がありましたように、会派代表者会議に諮られまして、その取り扱いについて、議員全員協議会で配付をするということが決められたところであります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そういうふうなルールにのっとってやってきたつもりでありますし、まさに非公開でありますので、この文書は外部に漏れておるとは思っておりませんが、先ほど坪井委員が申されたとおりでと思います。

今、村田市長は議会に何を望んでおられるか。やはり、議会の品位・品格をやはり望んでおるんじゃないかというふうに思っております。

私ども美祢市議会は、議会の基本条例にのっとって、これ、最高規範、最高の法律であります。これにのっとって運営がなされておるものというふうに思っておりますし、これにのっとって議会報告会を今現在、開催しております。

6月の議会報告会、鳳鳴小学校でありました。そのときに来られた議員のOBで

もあります方が言われたこと。議会改革、今、何をやってるの。むしろ、議員みんなが決めた議会の基本条例、会議規則、それを守ればいいんじゃないのという発言を、その良識あるOBの議員さんは言われました。まさにそうだと思っております。

昨年、この委員会が発足しましたけども、今、望まれておるのは、本当に市民目線で、市民から見て議会がどうあるべきか、ということ望んでおられるんじゃないですか。もっともっと、先ほど、竹岡委員が言われたような議論を尽くすべきではないかというふうに思っておりますし、それをこの委員会に、私自身は望んでおります。

発言許可、ありがとうございました。

○委員長（荒山光広君） ちょっと待ってください。

今、この委員会の、ことの起こりから考えて、もう一度、各委員さんの認識を、ということでもございました。

それで、せっかくの機会でございますので、少し休憩を取りますので、原点に戻ると言いますか、せっかく、それぞれ条例案の改正案が出ております。これをどうするかということも含めて、休憩後にそれぞれの議員さんからお考えをお聞きして、その後に、この条例案の取り扱いについて、考えていきたいというふうに思っております。

実は、今までのこの条例案の議論につきまして、それぞれの御意見をいただいております。きょう、最終的にお話を伺って、実は、委員長案ということで、少し考えたものがございます。きょう、最終的に皆さんのお話を聞いて、それを提案させていただいて議論していただこうと思っておりますけども、せっかくの特別委員会でございますので、少し休憩を取りますので、皆さんのそれぞれのお考えを聞いた上で、どうしていくかということを検討したいと思っております。（「休憩の前にちょっと」と呼ぶ者あり）坪井委員。

○委員（坪井康男君） 1点だけ申し上げておきます。

先ほど、石田事務局長が、要望書の取り扱いについて、会派申し合わせ事項で、会派代表者会議に諮って取り扱いを決めるとおっしゃいましたよね。私は、この文書は会派代表者会議で配られました。私も友善会の会派の代表です。これは全協で絶対に配るべきではないと、あれほど大きな声で、何度も申し上げました。にもかかわらず、議長は聞く耳を持っておらず、自動的に全協でお配りをされました。こ

のことだけはきっちりと申し上げておきます。

以上です。

○委員（竹岡昌治君） 委員長。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） これ、会派代表者会議に適応はできるか、できんか、別です。

ただし、この議会の性格上、議案にしても何にしても、当事者は一応、除斥なんですよ。にもかかわらず、御本人が、いや、やるべきじゃない、やるべきじゃない、そりゃ当たり前の話ですよ。私もその場に立っとったら、ことの正しいか、正しくないかは別として、やっぱし自分のいいようにやりますよ。発言しますよ。ですから、根本的に、当事者がその中に入ってたということが、私はおかしいんじゃないかという気持ちでおります。

以上です。その辺が、やっぱ、美祢の議会はおかしいんじゃないですか。（発言する者あり）

○委員長（荒山光広君） それでは、10時半まで休憩します。その後に、それぞれの皆さんのお考えをお伺いした後に、対応を御相談したいというふうに思います。

それじゃあ休憩します。

午前10時07分休憩

-----  
午前10時30分再開

○委員長（荒山光広君） それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

休憩前に申しましたように、このたびの政治倫理条例の改正について、どのようにするのか、いろいろ御意見があろうというふうに思っております。せっかくの機会でございます。議会は自由闊達な議論をする場でございますので、それぞれの議員さんの御意見を伺いながら、また進めてまいりたいというふうに思っております。

主に、この条例案について、どう取り扱うかについて、御意見を伺いたいというふうに思います。

それでは、まず猶野委員から順番に、いいですか。

○委員（猶野智和君） では、条例案の取り扱い等に関しまして、意見を言わせていただきます。

まず、前回、純政会のほうから出された案のほうに関して、私、前回の委員会の

ときに第3条のところで、2親等以内という項目と、補助金という項目が除外されているといった当たりの意見を言わせていただきました。それに関して、少し、それに関する意見もいただいたんですが、まだ私、納得できるようなお答えはまだいただけてないと思っておりますので、この部分に関しまして、ちょっと賛同しかねるという思いがまだ残っております。

それと、先ほどのお話の流れの中で、坪井委員が裁判に訴えるという発言をちょっとされましたが、これはちょっと意見を交わす、そういう中では適切ではなかったのではないかと思っております。やはり、そこまでいってしまうと、また意見を言いたくても言えなくなる、そういう議員はだめでしょうけど、やはり相手の意見を少し抑え込むというようなイメージもありますので、それはやはりおしゃべりにならないほうがよかったのではないかなと思っております。

それと、やはり個々の、こういう倫理条例をつくっていくという中で、初めになりました、懲罰委員会というのがございましたけど、やはり、そこで決定したことは守って、そこが原点だと思いますので、一度そこに戻って考えていただければなと思っております。

やはり、自分の思いとはなかなか合わないということも多々、議会等ではあるかもしれませんが、あるかもしれませんが、この民主主義では、やはり多数決で決まったことは従わざるを得ないという場面が出てくると思います。そういうときに、決定的な強制権がないからと言って、そこを流してしまうと、全ては崩れてしまいますので、やはり本意ではなくてもそこは従っていただいて、こういう条例というものをないがしろにしないという、やっぱり議員としての基本だと思いますので、そこは一度、立ち返って、もう一度考えていただきたいと思えます。

そこに立ち返ってから、やはり個々の条例の改正を、改めてもう一度考えるというのが一番よいのではないかなと思っておりますので、そこを当事者の皆さんはちょっと考えていただければなと思っております。

以上でございます。

○委員長（荒山光広君） 続いて、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） このたび条例改定案を――改正案を提出いたしました純政会の一員といたしまして、やはり市民の負託に応えるには、やはりこの条例が必要であろうということで考えたところであります。

やはり、少しでも前へ進むと、市民の負託に応えるように前へ進むということを考えていった場合、やはり我々の条例案がいいのではないかというふうに考えております。ぜひとも議論を前へ進めていただきまして、市民の負託に応えられるように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私、市議会議員の政治倫理条例は、市議会議員が市民全体の代表者として、公平公正に行動するために持たなければならない行動規範である、このように考えております。これはどなたも異論はないと思います。

美祢市議会基本条例18条、ここは、議員の政治倫理の項目になっておりまして、これがその後の政治倫理条例の出発点になっております。御案内のとおりです。これにはこう書いてあります。

議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう、行動しなければならんとなっています。これが美祢市議会議員の政治倫理条例の一番、基本です。このようになっています。これも、どなたも御異論がないと思います。

要するに、市民の、従って批判、あるいは市民の目線に十分に耐えられて、市民の支持が得られるような条例改正案であると、これが最も大事なことだろうと私は思っております。

政治倫理に沿うと、従うということは、政治に携わるものとして、これはちょっとどぎついあれですけど、汚職とか、あるいは詐欺とかが疑われるような行為を絶対に許さないと、このような強い道徳心を持つ。それが一番大事だと、私は思っています。

今回の政治倫理条例改定の主眼は、先ほど来、竹岡さん、おっしゃってるように、要するに、地方自治法第92条の2に定められている市議会議員の兼業禁止にかかわる問題が主眼になっています。この規定は、市議が、市議と工事請負契約、あるいは業務委託契約、あるいは指定管理等、一定の限度以上に関与することを禁止する法律です。だから、一定の限度以上に関与したら、強行規定ですから罰則があります。一番、最終的には議員辞職ですよ。議会で3分の2で議決すれば、議員辞職という重たい罰則があるんです。

今回、純政会提出の条例改定案は、この92条の2に関して、市議会議員が市との工事請負契約とか、あるいは業務委託契約とか、指定管理契約等に直接・間接に関与することを辞退すべきとなっています。辞退すべきであるとなっています。

そして、条例違反が疑われる議員については、審査会を開いてきちんと審査して、抵触する議員には、1番目が、条例を遵守するよう警告を発したり、また議員辞職勧告を行ったり、その他、必要な措置を講じると、このようになっています。

中でも、審査結果は市民に公表するとなっております、条例違反とされる議員が、果たして議員としてふさわしいかどうかの判断を市民の皆さんに委ねる、そういう案になっている、これが一番大事なんです。

議会の中で、議員同士が、ああでもない、こうでもないってやり合う、それじゃあ結局、うやむやになるんですよ。そうではなくて、市民に公表して、市民の判断に委ねると。端的に言えば、次の選挙で受かるかどうかわからん。それを市民に委ねると、これが一番のポイントであります。そういう意味では、純政会の提出されてる改定案が、私は一番市民目線に合致するものだと、このように思っております。

それから、猶野委員さんおっしゃった、訴訟すべきではないとか、あるいはもとに戻って、懲罰科せられたのに守ってないとか、これについては、私なりの意見は十分ありますけれども、この席では控えます。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 俵委員。

○委員（俵 薫君） 私は、過去のことは過去のことで、本当に大切なことだろうというふうに思っております。しかしながら、そればかりを言っておったら、前に向いて進むことができないということで、荒山委員長におかれましては、ぜひこの3案を、今、改定案の3案のほうの議論を進めていただきたいと思いますし、荒山委員長も御自分の案を持っているということで、そういうものを我々に示していただいて、前に進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 高木委員。

○委員（高木法生君） これまで、いろいろ意見が出たわけですが、あくまでも基本的には条例、規則を守らなければ意味がないというわけですので、条例案がいろいろ出ておりますけれども、市民の負託に応えるべく、これ

に伝えていかなければならないと思います。

先ほど委員長のほうから委員長案があるということでございましたけれども、またある機会にまたおっしゃっていただければと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 政治倫理条例、この根本というのは、地方自治法の第134条、懲罰理由の判例の中に、議会の運営と全く関係のない議員の議場外における個人的行為は、懲罰事由とすることができないとされておるわけですね。ということは、ここで特権が与えられておるわけですが、じゃあ、何をしてもいいかということになるわけですね。それをやはりきちんと、議員の市民の代表としての道徳と言いますか、倫理、道徳ですね、しちやあいけんということを決めたのが政治倫理条例だというふうに思ってます。

先だって人権侵害という問題を取り上げて、いろいろと話も申し上げてきましたけれども、やはり一番基本となるのは、今、定められてある規則、そういったものをきちんと守る意思があるのか、ないのか。これが守れなかったらいくら新しい、前に向かって進むと言うたって、それは何の市民にとっては何の意味もない。議会にとっても何の意味もないというふうに、私は思ってます。

従って、きちんとこの改正をするには、何を問題点なんかというのをやはり明確に発言いただきたいと思えますし、何で2親等なのか、その理由は何ですか、この前の席で言いましたよね。問題は何なんですか。問題がないのに、何でこういった条例改定案を出そうとされるんですか。その意図がわからない。ただ、前に向かって行かなきゃいけないということじゃあないと思うんですね。やはり過去をきちんと振り返って、何が問題であった、だから、この問題を解決するために、この条例改定案を出すんですよと言われるのであれば納得できるわけですが、そういった説明もないままに、ただ厳しい規則を設けて議員を縛ろうというのは、全然、本末転倒だというふうに思ってます。

やはり、私のほうからも改定案は出させてもらいましたけれども、やはり、これまで先輩がつくって来られた会議規則、規定、そのものをきちんと守れば、何も新しく改定する必要はないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 三好委員、よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 2点、述べさせていただきます。

92の2なんですけど、これは議員の兼職兼業の禁止とされています。議員は、その住民代表として職務を遂行するために、地方自治法その他の法律で、他の公職を兼ねることは禁じられています。それで、公開義務といろいろありますが、その議員はその職務を公正に行うために、その自治体に対して請け負いをすることも、請け負いをする法人の役員を兼ねることもできませんと続いています。それは、この議員の兼業兼職の禁止、これは当然、守るべきだと思います。

それと、先ほどありました、その兼業については討論するべきだと思います。議員の兼業兼職の禁止についてと92条の2については、しっかりと討議をするべきだと思います。これは、以前にも竹岡委員さんも言われました。私も、これは討議するべきだと言いました。それについては、今回、しっかりと討議していただきたいと思います。

それと、先ほどから出ています、会議規則とかを守らなければいけないとあります。もちろん、それは守らなければならないと思います。でも、この発端というのが、懲罰ということがあったことが発端になっていますけど、この懲罰について、これは懲罰は、事件が起こったときの3日以内に懲罰委員会にかけるというのですが、それで、その懲罰がかかったときの懲罰の理由はどこの部分かと、私は質問いたしました。そしたら、何点か言われまして、言われましたことが懲罰の内容に値していないと思いましたので、私はこの懲罰に反対いたしました。

それを私の、自分の場合に置きかえたときに、この懲罰がそもそも理由が無理であったのではないかと思いましたね。そして、それが、私は反対しましたが、賛成多数でいきましたけど、議長さんが最後に、処分っていうんですかね、それで文書をこのように、ちょっとはつきり覚えてませんが、文書で、この文書で謝罪するようになってありましたが、その文書はつくられたものであって、もし本当にあれだったら、私だってそんな、人がつくった文書は読まないと思います。

そして、そういった内容がずっと積み重なって、議長さんは、その文書を読まなかったからと、決めたことを守らないって、読まなかったっていうことに対して厳しく追及はされませんでした。でも、それは、議長さんの温かいあれもあったかと思いますが、本当にこの懲罰で審議しなければいけないと、そういったことがあれ

ば、強く言われたと思いますけど、そもそもの懲罰の内容から見て、やはりどこか無理があるのではないかというような、わかりませんよ、心のうちはわかりませんが、そういったのがあって、あまり強引には言われなかったのではないかと思います。

そういった内容で、懲罰委員会に無理があったのを、それをそもそも通したということで、問題はあると思います。

そして、守るべきを守らないといけないということですが、例えば、私が議場に遅れてきたとします。当然、遅れた理由は書くと思いますが、提出すると思いますが、今までにそれは提出されているかどうか、提出されているべきだと思いますが、そういったことが守られているかどうかちょっと、思いましたが———思いました。（発言する者あり）

○委員長（荒山光広君） 三好委員、しっかりと調査した上で発言をしていただきたい。憶測でものを言う。

○委員（三好睦子君） 憶測ではありません。だから、そういうことが、守るべきことを守る、そういうことで、今まで、何て言うんですか。無理のあることを、無理があるというか、懲罰に関して、懲罰の最初の、出だしですね、何て言うんですか、懲罰の出だしというか、懲罰にかかった理由はどこですかって聞いたら、これこれこれって、今、きょう持って来てないんですけど、その内容が3点ぐらいありましたけど、それは懲罰に値することではないと思ったので、そもそも、その出だしから慎重に審議がされなかったということに問題があると思いますので——今、思います。

その2点について、今回は92の2と、これについて、今の、慎重に、懲罰にかけられた、懲罰があったということを、それについて、しっかりと審議するべきだったのではないかと思います。

自分に置きかえてみたときに、本当にこれは大変なことになると、審議のあまり進まないままになってしまうのではないかと思いますから、そういった事案があるときは、しっかりと審議をするべきだと思います。それを1点言います。

それから、もう1点ですが、ちょっと議長……いいです、以上です。

○委員長（荒山光広君） 今、懲罰に関することもありましたけども、これは一応、結末はああいう形でしたけども、終わったことですので、ここでその反省

は大事ですけども、ここでその内容について振り返ると、ちょっと話が難しくなりますので、今の政治倫理条例をどうするかという点について、御意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

山中委員、いいですか。

○委員（山中佳子君） 今、委員長、懲罰委員会のことは、もう過去のことだからというようなこと、言われましたけれども、何につけ、この懲罰委員会がこの政治倫理条例をやる上で出てくると思います。

それで、私、そのときのことを、ちょっと議事録を取ってここで申し上げればいいんですけども、坪井議員が懲罰委員会の決定を拒否されました。それに対して、議長は、そういうことであれば、これからはルールを守ってやってくださいというようなことを言われたと思うんです。私は、それを聞いたときに、議長は、それほど強制権はないけれども、この拒否を認めたんだな、この議会としては、それを認めたんだなというふうに理解しましたけれども、それ、違いますか。

○委員長（荒山光広君） 秋山議長。

○議長（秋山哲朗君） そこが、それ以降にどういうふうに進むかということは議会が決めることであって、議会が再度、動議が出れば、そのようにまた措置が取れるんですけども、その今、動議が出なかったということで、それ以上に進まなかったということです。そこをよう御理解してください。私は独断でそれで終わったからということじゃあないんです。議会はルールがあるから、その今、坪井委員が、その今の決定に従わなかったら、次のステップがあるんですよ。それが、その議員さんが、ほかの議員さん、なされなかったから進めなかったというのが現状です。そこをよう認識していただきたいと思います。

済いません、どうも途中をはさみまして、申しわけないです。

○委員長（荒山光広君） よろしいですか。それじゃあ山中委員。

○委員（山中佳子君） 私も、懲罰委員会がどういうものかというものが一切わからずに、急に懲罰委員会に入りまして、皆さん、右往左往されたところがあると思うんですけども、そういうルールがあれば、次回からはきちんとそういうふうな対応を取っていきたいと思っております。

それから、先ほど、竹岡委員が言われているのは、市長から要望書が出ていると、議会に対する。それをきちんとするための議論を先にして、この政治倫理条例の改

定については来年度で、次回でもいいんじゃないかということだと思いますけれども、それでよろしいですかね、竹岡委員、おっしゃってることが。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 山中委員の質問の意図がちょっとよくわかりませんが、私が申し上げてるのは、いいですか、過去、今も懲罰委員会をやって、それを守らなかった。じゃあ議長がそのまんま終えたから、黙認したんだと、こうおっしゃったんです。ルールじゃないんですね。ところが、守らない人に、またこうしましょう、ああしましょうと言ってもだめだから、僕たちは出さなかったんです。わかりますかね、そこが。

だから、守ろうとしてない人を対象に、いくら何を決めてもだめだからやらなかったんです、あのとき。だから、三好委員が言われるように、よう意味がわからんやった。山中委員も今、おっしゃったですけど、懲罰委員会って何かわからんやった、そりゃあまあ、きちんと我々はルールにのっとってやったんですね。

それはどういうことかって言ったら、たくさん、先ほど私、事例を申し上げました。何でこんなことを言い出したかと。何でこの議会が市民の皆さんから非難を受けながら3年間来たのか。ほかの議員さんは聞かれてないんだろと思うんですが、私はもうしょっちゅう言われるんですね。あんた、長い間、議会におりながら、この最後の2年間は何をしてたのというて非難、受けてるんです。それは甘んじて受けます。受けますが、今のように、すぐ、例えば皆さんなんかでも揚げ足を取って、そして、それを理論展開されている。確かに懲罰委員会の中身が理解できなかったか、それはわかりません、これは私じゃないからわかりません。ですが、それはそれなりの、そのときの理由があったと思います。あえて言えと言うなら言いますが、またここで言う必要もありません。

私は、そうした、守ることが前提だと言ってるんです。守らない人を対象に、いくら決めても意味ないんじゃないですかと、こういう話をしてるんであって、政治倫理条例を改正するのに、先にその反省をお互いが検証してからやりましょうと言ったと私は思っております。違ったら勘弁してください。

○委員長（荒山光広君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） よくわかりました。

それで、守らない人にどのようにして守らせるか。これが今、私たちの出しまし

た、純政会が出しました改定案の中に、きちんと書いてあります。政治倫理条例の今までの第7条においては、議長は審査会をした場合、第7条において、議長は審査会の会長から調査報告書が提出されたときは、その内容を第4条の規定による調査の請求をしたもの及び当該議員に通知しなければならない。これだけなんですよね。

ところが、私たちが出しました、この改定案では、第7条——第8条において、審査結果の措置ということで、議長は第6条第5項の規定により、審査結果の報告を受けたときは、速やかに当該審査結果を請求者及び審査請求対象議員に通知するとともに、議会に諮り、これを市民に公表するものとする。2項におきまして、議長は審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会に諮り、次に掲げる措置を講じることができる。

- 1、この条例の規定を遵守させるための警告を発すること。
- 2、議員の辞職勧告を行うこと。
- 3、その他、議長が必要と認める措置。

こういうふうなことを第8条に掲げております。厳しくなっております。ですので、ぜひ、この、いろいろあるとは思いますが、皆さんの改定案も出ております、委員長も改定案もあるとお聞きしています。ぜひそれを出していただいて、これを皆さんで考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 先ほど秋枝委員、それから俵委員が申されましたように、本論に返って、案が出ております、新政会の案、それから純政会の案を——3つの案が出ておりますが、速やかに前に進んでいただくように、荒山委員長のほうへお願いいたします。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 冒頭申しましたように、この条例案、改正案について検討するのはやぶさかではありませんし、ただ、先ほどから竹岡委員が言われるのは、その前提となる議員、個々の心構えと言いますか、その辺も含めて、それぞれの皆さんの御意見を伺いたかったわけなんです、今までの方で、その辺でもうちょっと

言いたいという方があれば、後ほど受けますけども、どうぞ、その辺も含めて御意見をいただきたいというふうに思っております。

下井委員、よろしいですか。

○委員（下井克己君） 私、このたび倫理条例の改定案も出ておりますが、この特別委員会はそれを議論するためにできた委員会と思っております。

ということで、先ほど改定後に、次回の、選挙の改定後にという案も出ましたが、私はやっぱりこの特別委員会を設置されたということで、この特別委員会で筋を決めて、次の改定後からもうやってきて、守っていただければと思っております。

当然、私、前にも述べたんですけど、ルールはございます——ルールがございます。それは、個々の議員がそれぞれ御自分で判断なさって、そのルールを守るべきか、守らないべきか、私はルールは守るべきだと考えております。だから、そのところは各議員さんの判断だと思っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 河本委員。

○委員（河本芳久君） まず第1点は、やはり議員の姿勢を正す、こういう意味では早急に政治倫理に関するこの条例改定を行うべき、それを審議するのが本委員会の役割だと。これがまず第1点。

次に、盛んにこの、決められたことを守らないと、これを盛んに言われるけど、私も、決められたことは当然、守るべきであるのは議員として務めです。しかし、この守るべき判断については、議員各自がいろいろな意見を持っておる。だから、その意見の相違によって、この懲罰にかける、かけられないとか、いろいろあるでしょう。そのような事象が生じたときに、速やかにそれに対処する、それが今まであったかどうか。今、1例で、議員の懲罰動議がございましたけど、特別委員会開いてやりましたけれども、この際の採決のあり方について、私たちが十分、反省しなくちゃならない。なぜなら、特別委員会には議長はオブザーバーであると。しかし、その、もし特別委員会に議長が審議に加われば、本会議における議長の立場はどうなるか。当然、この審議の特別委員会において、議長は採決に加わっているわけです。また、本会議においても採決に加わっている。同数でしたか。そういう特別委員会における議長なり、中立の立場にある委員なりの姿勢というのが、またこ

れは我々がしっかり正していかにゃあならん。そういった手順の問題もあります。

それから、格段の決が、絶対多数であれば、当然、それに従うべきが、当然、議員としては従うべき。悪法といえども従うというのが、これは民主主義のルールです。そういう規則を決めておれば。でも、この規則自体において、盛んに、守られた、この1点に強調される、この過程について今、蒸し返すことについては、これは過ぎ去ったことですから、それをどうこうすることはできませんが、今後はやはり、そういう事象が発生したときに、速やかにお互いに厳しく論議して、そして最終的には民主主義のルール、多数によって議決をすべきだ。

だから、このルールが本当に守られれば、盛んに守ってない、ないと言うけれども、当然、美祢市議会においては過去、8年余りのいろいろ懲罰動議もありました。当然、それは守ってやられました。だから、やはりルールに従って議会は運営されるべきだ。そういったところも含めて、お互いに反省すべきところは反省して、速やかにこの政治倫理に関する条例の改定について審議していくべきだ、こういうふうに私は思います。

以上。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 美祢市議会の政治倫理に関する条例を提出した純政会の者ですが、先ほど萬代委員が、過去にどういったことがあって、こういう条例を提出したのか、それをはっきりさせないと意味がないという発言をされたというふうに思っておりますが、振り返ると、やはりこれを提出するのは、私たちがこの改選してすぐ、坪井議員等が自治法の105条だったですか、竹岡議員の92条の問題で、議会が紛糾した。そういう中で、92条がどういったものかということも勉強しながら進めていく上で、やはりもう少し厳格に、そして襟を正して市政に臨むべきだというような思いで、この条例案を提出したわけでございます。

過去の、その、いろいろな経緯、ありますけれども、この条例案、100%完璧なものではないということで、こういった特別委員会の中で議論されてきたというふうに認識しております。すり合わせるべきところはすり合わせて、今から委員長の案が出るかどうかわかりませんが、私たちはこれがベストな案というふうに思って提出しておりますので、この議会で決めて、やはり、この改選のときに起こったごたごたを引きずって、次回の改選に向かうのではなくて、ここで一旦ルー

ルをしっかり決めて、運営をしていく基礎をつくっていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（荒山光広君） 徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） それでは、私の意見を申し述べさせていただきます。

私、6月の議会で、こういうふうに、吉田松陰先生の言葉を言うたというふうに思っております。「体は私なり、心は公なり。私を役して公に殉する者を大人と為し、公を役して私に殉する者を小人と為す」と。吉田松陰先生は松下村塾で、生徒に、心は公でなけんにゃあいけんどと。もちろん、議員は、それ以上に、その数百倍、責任があると思います。

前に進むというか、いいでしょう。襟を正すというふうに言われたのもいいでしょう。しかし、私、会派代表者ではないんですけれども、1度、会派代表者会議に出たことがあります。あまり出たくなかったんですけど、市民の皆さんから、ちょっと、あんた、よう聞いちゃってよ、絶対出んにゃあいけんよということで、会派代表者会議に2月の18日に出席をいたしました。女性とある議員の言った、言わないという状況でありますけれど、全く議員が嘘を言ってるのは確かなんです。それは、多くの女性が皆、聞いております。そして、言うたところの場所が、その議員さん、手が3メートルぐらいあるんじゃないかと思いますが、壁との両側で、手が相手の左肩に届くというような凶面を書いて、そうしてやられたというふうに思っておりますが、非常にこう、おもしろいというか、ばかげた、無茶苦茶な会派代表者会議が行われました。

どうか、襟を正して政治倫理をやってもらいたい。汚点があつて先を急ぐものはありません。決して、それは迷走します。もう一遍、ちゃんと1から出直して、私は、やるんならやったほうが迷走しないだろう、失敗はしないだろうというふうに、皆さんの意見も聞きましたが、私の意見を言わさせていただきました。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私、さっきからずっと皆さんの意見を聞いておりました。

休憩時間に、さすがに応接室に集まれた方の意見は、ほぼ同じだったのにびっくりしました。前へ進め、前へ進めという意見ですね。

私が申し上げたいのは、そうじゃなくて、河本委員さんは1人だけ、反省すべき

ところは反省、お互いにしようじゃないかという発言をされました。私もまさにそのとおりだと思うんですね。そのことをずっと言い続けてきたんです。反省しないんです、この議会は。だから、それを言ってきたんです。

それから、この委員会が下井委員も河本委員も言われたんですね。条例改正が目的だとおっしゃったんです。違います。これはちょっと違うんだと、私は異論を唱えたいと思います。なぜならば、この議会改革推進委員会は、何を議論するかというときに、今までの混迷した議会をどうするんかというときに、2つに分かれました。1つは議会改革そのもの。もう1つは定数の問題。そして、我々が定数のほうにやって、定数が先ほど申しあげましたように、一応、決着をつけました。ならば、残っているほうは条例改正が今、柱とはなっておりますが、私が申しあげたいのは、びっくりしたのは、その前に、何の反省もないまま進んでるというところに驚いたわけでありまして。その辺をひとつ理解をしていただきたいと思います。

また、岩本委員は、これが本論だとおっしゃったんです。違うんです。私は、本当にやっぱし大事なことは、反省すべきであって、守るべきところは守る。いいですか。この検討する間にも職員に、入札入れてくれとか、いろんな動きがあったんです。これは事実です。にもかかわらず、議員が92条の2を守れて、これは地方自治法できちっと決められております。92条の2を遵守することは当たり前の話です、これはもう。

ただ、私が申しあげたのは、24年の5月の議会のときに、いきなり私に対して当選無効の訴え、まだ訴えまでいってなかったんですが、選管を通して出されたようですね。その後、最高裁まで行きました。そうした、いきなり頭叩かれるような事件が起きて、発端が始まったわけでありまして。今、西岡委員が言われたとおりです。

従って、私は、きちんとこの委員会で、本当に今までの条例、誰かおっしゃったんですね、条例がだめなら、これは仕方がないです。でも、ずっと制定以来、これを守ってきたんです。ところがこの2年いづらか、守れないんです。いいですか。委員長、冒頭に申しあげましたように、議会外のことはと、こうおっしゃったんです。私たち市民から言われておるのは、議会の外であろうと中であろうと、やはり、それなりの品格を持ってやらなくちゃいけない。坪井委員さんがるるおっしゃいました。倫理条例の説明をされました。私もそのとおりだと思っております。ところが、そ

れを守らない議員がいらっしゃるから、私は申し上げてる。

従って、西岡委員は、今のうちに我々が決着つけようと言う。そうじゃないんです。私が申し上げたいのは、市民の皆さんに訴えてください、どうぞ来年の春。我々は反省することはない、前へ進め、前へ進めと議論しました。訴えてください、そして判定を受けようじゃないですか、市民の皆さんから。私はそのことを願って終わりたいと思います。

○委員長（荒山光広君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回、政治倫理条例の改正案ということで、いろいろそれぞれ意見が出ております。私も皆様とともに、いろいろこの政治倫理条例については議論しながら、いろいろ対峙してきたところであります。

時代の進展とともに、市民の皆さんのこの負託というものが少しずつ変化してきます。ということで、そういった意味で政治倫理条例は、その時々に応じた改正案も必要であるということは、皆様方、御承知のとおりであります。

そういった面において、いろいろ議員に対する今、さまざまな不祥事件等が発生しておるということは、いろいろニュース等で報道されております。1年前ぐらいのときには、この山口市の議員が覚醒剤使用で逮捕。そしてこの直近では、この山陽小野田市でも北九州で覚醒剤使用で逮捕されたと、こういうところもありました。

こういうところのものというのは、当然、政治倫理条例をきちっと守っておれば、こういうことは起こらないんですけれども、それは個人的なもの等ありまして、なかなか難しいところがあります。

そういった面において、その議会内での、我々議員が議員活動していく上での政治倫理、議員としてどうあるべきか等について、基本的には、さっき議長も言っておりましたけれども、私も議会報告会において、鳳鳴小学校で、本当に、とにかく、議員が今ある議会会則、そして政治倫理条例、議会基本条例、これをきちっと粛々と進めていけば、大きな問題ではないのではないか、これを守らないから問題があるということも言われております。

そういった面において、こういった事件がいろいろな面であったところというのは、政治倫理条例はその市、市に応じた条例を当然、作り込んでいくわけでありましてけれども、一応、13市ある中であって、公明党も政治倫理条例に関しては非常に関心があるところでございます。

そういった面において、政治倫理が下関とか山口とか、変わったところはありませんけれども、基本的にはこの大きく改正したということはないわけでございます。しっかりと、今ある倫理条例というものをきちっと守っていくことが必要であるということをおっしゃっております。

そういった中で、また議員のいろんな不祥事、そういった、例えば斡旋受託処罰法とか、官製談合防止法、こういったところのものが、そういったところで法律できちっと処理、対処していくわけでありましてけれども、問題は、そういったところのものできちっと対応できる。だけど、我々の常の議員活動にあって、この政治倫理、今ちゃんとありますけれども、問題は、特に事業される方というものが、この市の監理課のほうに行くとか、建設課のほうに、そういった入札がらみのことで行くということは、絶対に、私は、それ以外のことならいいんですけども、そういった、特にある方は、極力、基本的には出入りをしない、こういったことはなかなか政治倫理条例の中に書き込むことは難しいですから、それはあくまでもこの大まかなところに書いてるところを、きちっとそれを遵守していけば、私はいいいんではないか、このように思っているところでございます。

そういった面においては、いずれにしても、今、いろいろ委員長からの折衷案も出ております。また、改正案も（「出ておらんよ」と呼ぶ者あり）出てないのか、失礼しました。それぞれの改正案、出ておりますけれども、問題は、そのこのところを、なかなか今、その政治倫理、いくらつくっても反省しなければ、何て言いますか、これを守ることは難しいんだということも言われました。そういった面におきましては、私はこれが、この議会で本当に守って、できればいいと思っておりますけれども、なかなかその辺が今、両方の意見を今、折衷案としてまとめるのは非常に、ちょっと難しいんじゃないかと、そのように感じております。

そういった面において、本当はこの本議会でできればいいけれども、今の情勢を見ると、なかなかまとめることが、委員長案としてまとめることがちょっと難しいところもあるんじゃないかと思っております。

いずれにしても、その辺については新しい、この改選されてから、そして今のもをしっかりと、ある出てるところの政治倫理条例をしっかりと、私はそれぞれが、もっともっと、お互い打ち合いをして、そしていいものをつくり込んだ上で、そして、次の改選されたメンバーできちっと新たにつくり込んでいくほうが大事じゃな

いかと。あと半年間でちょっとつくり込むのは時間的にちょっと難しいんじゃないかということを感じております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 濟いませぬ、ちょっと誤解があったらいけないんで、一言、言わせていただきたいと思いますが。

この改定案を出すに当たって、当然、反省がないとこういった案は出せないということ述べさせていただきたいと思ひます。

当然、今までの過去の経緯、こういった、なんでもめたのか、ここはどいうふうな問題が生じたのかっていう反省を含めて、この改定案を提出させていただいたということは、御理解いただきたいというふうにおもっております。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 提案者からそういう言葉をいただきまして、少しは安心したんですね。

しかしながら、市民の皆さん、これ、テレビが入ってるとおもひます。市民の皆さん、今まで見ておられて、いいですか、反省の念がない議員さんが多いんでしよう。これは坪井さんの言葉です。これは坪井さんの発言された中身を言ひます。じゃあ、守るという担保、委員長、どうおつくりになるんですか。これ、坪井さん、発言された言い方なんです。担保を提供してくださいよと、こうおっしゃってます。私もそのとおり、使わせていただきます。

いいですか。今まで比較的、今の西岡委員さんが、提案者が言われたように、24年の5月の議会に、突如起きた私の当選無効の問題。このことで、この92条の2が浮上したのは事実だと思ひます。

それから、もう1つは、いいですか、議会改革の委員会ができたのは、皆さん方が自由闊達な意見は言えない、もう1つは、議会の自律を図らんやあいけないというような理由だったと思ひます。ということで、解散要求されました。その中で、私たちが話し合いながら、一歩踏みとどまって、議会改革やろうじゃないかということで始まった委員会だと思ひます。いいですか。

問題は、整理をしてきちつといかないと、市民の皆さん、よくわからないと思ひます。その上で、過去のいろんな発言に対して反省の弁もない。守ろうとする意思

も見えない。そういう人たちが、だから守らない人たちでつくるべきじゃないと、私が申し上げたでしょう。だったら我々は、私は別かも知れませんが、いいですか、皆さん、どうぞ来年4月の選挙で、市民の皆さんに堂々と訴えて、もしあれだったら竹岡が潰したんだと言われても結構です。堂々と訴えて、その上で、我々は真摯に受け止めて、守れる条例をつくると。守る覚悟を持ってやらないとだめだと、私はそう思っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） それでは、最後に副委員長、何かありましたら。

○副委員長（馬屋原眞一君） この委員会、条例の、純政会から出されまして、その出される前に特別委員会をできる前に、私のスタンスとしましては、過去に先輩がつくられてこられた条例を守っておれば、何ら問題ないんじゃないかというふうな感じで、ずっとやってきておりましたし、またそういうことで自分は思っておりました。

しかしながら、純政会から出ましたから、新政会としましても、一応、対案を出させていただきました。そして、少し加えて、今いう、誓約書の提出項目とか、あるいは兼業等の報告義務、あるいは市との請負契約に関する努力事項とか、もろもろそういうものは入れてまいりました。それで事足りるというふうに思っておりましたけれども、いろいろ、それにかかって、また尾ひれがついたような細かい内容まで入った、また再々改正案が出るっていうふうな状況でございます。

まあそれはお互いに、倫理条例ですからある程度、本当は全会一致がいいんでしょうし、みんなの総意でつくらないと、何の意味もないわけなんですけども、先ほどからありますように、この2年と言いますか、3年と言いますか、ずっと、しょっちゅう議会が紛糾をします。実際、それ自体がちょっと異常なわけなんです。基本的に、そこをいろんな政治基準の中の、事細かにいろんなところがありますけれども、仮にかいつまんで言えば、第1項の中に。「品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む」とか、あるいは、次もまた、「常に人格と倫理の向上に努め」とか、いろいろ、本当、当たり前前のことを書いちゃうんですよ。それを守りさえすりゃあ、何ら本当は問題ないんだろうというふうに思います。

したがって、本当は、現行のままで私はいいと思っておりますけれども、どうしても細かいとこまで入って、そりゃあ、ある程度抑制をかけたほうがいいとい

うことであれば、それなりに、何て言いますか、条例改定したらいいと思うんですけど、あまり、何て言うか、ガチガチにすると、書いてなかったらいいのかと、逆に言ったらそういうふうになってきますので、何もかも制限列挙的に書く必要ない。当然、議員であれば当然守るべき、守らんじゃあけんわけですよ。そこが大事であるし、また、今言う、竹岡委員も言われておりますスタンスもまた1項目ありますから、なかなか議員全員でまとまった条例をつくるというのが一番いいんでしょうけども、それが可能かどうかというのは私、疑問に思っておりますし、そこがこの特別委員会ですり合わせができれば、それはいいと思いますけど、なかなか今の状況の中では難しいような気は、私としては思っております。

私の本当の気持ちとしましては、現行の条例を踏襲して、若干、政和会がつくりました案をつけ加えれば、せいぜいそれぐらいかなという気しております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） ただいま、それぞれの委員の皆さんから、いろんな御意見をいただきました。

今、挙がっております政治倫理の条例案の改正、この特別委員会の目的は、その改正が目的ではないわけですね。その辺は皆さん、御理解いただけたと思いますけども。いろいろ話が出ておりました申し合わせ事項でありますとか、会議規則でありますとか、その辺の守るという気持ちですね、そういったものをしっかりとこの場で確認をするということも、1つの大事な委員会ではなかったかなというふうに思っております。

とは言いましても、せつかく、それぞれの会派で練っていただいた改正案も出ております。先ほど言いましたように、委員長案としてまとめたものもございまして、その提出の前に、今、いろいろ皆さんから御意見をいただきましたけども、まだ言い足りないとかいうふうなことがあれば、ぜひお伺いしたいというふうに思いますけれども。いかがでしょうか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 今の、ちょっと馬屋原委員の発言で、誤解があったらいけませんので、このたび純政会が再提出しましたけれども、これは字句の訂正だけです。中身は全然いじっておりません。どこを変えたかと言いますと、まず、皆さん、今、資料持っていらっしやいましたら、1ページの、純政会の改定案の「テイ」を今までは訂正の「訂」にしていたのを「定める」にしております。その次に、2ページ

の「調査請求権」のところを「審査請求権」に変えております。それから、第4条で議長に対して審査の請求をすることができるのを「調査の請求をすることができる」を「審査」にただけです。それから2項の、議長に対して審査の請求をすることができる、これは以前は「調査の請求をすることができる」でした。それから、審査会の委員なんですけれども——何条になりますか、第5条の5項ですか、審査会に会長1人、副会長1人置き、ここを「委員長1人、副委員長を1人」としておりましたのを指摘がありましたので、会長、副会長にしました。この会長というのは審査会の委員でなっておりますので、別に委員長、副委員長でもよかったなど、後でみんな相談はしたんですけれども、一応指摘がありまして、了承しましたので、会長、副会長に変えております。ですから、文言の訂正だけですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（荒山光広君）　ということでございます。

そのほか、委員の皆さんで、もう少し御意見があればお伺いしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君）　それでは、このままどうするかということについてなんですが、いろんな御意見があります。改定をすべきだ、また来年選挙も控えてますので、改選後にやるべきだ、その前に議員個々の心構えが大事なんだ、いろんな御意見がございますけれども、委員会とすれば、このまま閉じるわけにもいかないというふうに思いますので、委員長の提案ですけれども、それぞれの御意見をお聞きして、委員長案として提示をさせていただいて、それをまた検討いただくということではいかがでしょうかということの御相談ですが、これに対して御意見があればよろしく。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　どうしても、委員長としては改正案を成就したいということだろうと思うんですが、私が申し上げているのは、さっきから、ここまで、いろいろ、きょうは初めてですよ、全員がものを言うたというのは。初めてだと思います。ここ4年間で、3年間か、初めてのことだと思います。それほど皆さんは一生懸命、これに携わって来られたなと思っておりますが、私は、先ほどから申し上げましたように、あくまでも守れる人たちが守れるものをつくっていく、そして、それを市民にわかってもらえるような、いわゆる、我々が選挙戦を通じて、皆さんに

訴えて、そして美祢市の、今、たくさんの非難を受けております、議会が。あるべき議会の姿をこう示したい、つくりたいというのを訴えた上で、改選後、おつくりになられたらいかがでしょうか。しばし冷却期間を置くということの提案をしたいというように思っています。

○委員長（荒山光広君）　そういう御意見ですが、ほかに皆さん、御意見があれば、河本委員。

○委員（河本芳久君）　特別委員会の分科会のほうで、この政治倫理にかかわる、またその他、条例改正にかかわる審議をしてきた経緯、それを取りまとめた責任上、私は所期の目的をきちっと達成するために努力すべきだ、今議会でその方向づけをさせていただく。それが今まで審議してきた我々の努力の結果を、やはり何らかの形に対してことが、特別委員会設置の目的に沿うんじゃないだろうか。いろいろ問題点はあるでしょうが、やはり、もうこれで次の選挙によって当選された議員の中で、これを審議していただきたいという要望もございしますが、私は、この特別委員会のこの分野の取りまとめをした責任上、やはり本議会で審議、十分していただきたいし、またそれに沿うような委員長提案があれば、大いに協力すべきであれば協力していく、そういう姿勢でございしますので、まだ委員長提案が出ておりませんので、中身については言えませんが、今、竹岡委員は、次の議員たちにと、我々は今まで審議してきた経緯から、ぜひとも今の議員で一応のめどを立てていくべきではないかと、こういう案でございします。

○委員長（荒山光広君）　ただいま、座長さんのほうからその立場上、ぜひ進めていただきたいという御意見でございします。高木委員。

○委員（高木法生君）　先ほどちょっと言葉足らずであったかと思うんですけども、私は個人的には、現状の条例でよいと考えております。あまりに長綱を打ったり、あるいは誰もが守れる条例でありあまり厳しい改正では、今後、新人の方がお出になるときに、せっかくの機会をつぶしてしまうようなことにもなりかねませんので、私は選挙後、この決定すべきであると考えています。

以上です。

○委員長（荒山光広君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　私は思います。92条の2項については、4年前というか、この4年前からの懸案でありました。先ほど御意見もありましたが、今回は改選後

に審議してはどうかということですが、来年の4月の改選後ではなく、本議会で、今回、しっかりと、この今の議員でしっかりと審議をしてきちっとやるべきだと思います。来年に延ばすべきではないと思います。

○委員長（荒山光広君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今の状況ですと行きますと、基本的には両会派のほうのこの政治倫理条例、なかなかそれぞれ出されても、全会一致で行くということは、もうほぼ難しい、そういう思いであります。

それで、今、委員長のほうからもいろいろその折衷案等も出ました。そういったところでとにかく改定していくことはやぶさかでない、必要なことではある、このように思っております。今回、その委員長の折衷案、しっかりと見ていかなければならないわけでありまして、それについては本当にきちっと守る条例かどうか、大事なところで、あまり厳しくすると、今、高木委員もあったように、車のハンドルもガチガチにすると車、前に進めない。少しのそういう余力があって、車はしっかりと前に行くことができますので、そういった面において、今のおるメンバーで今の委員長の折衷案も出たならば、それをしっかりと見ていくことも大事ですが、今、そこのところ、もう少し冷却期間を置いて、そして、それをベースに、委員長の出されたものをベースに今後、今、議員で残られる方、また新しく入って来る方、おられると思いますけれども、それをベースに新しく私はつくっていくことが必要である、このように思っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 今、ガチガチな条例とか、厳しい、ゆるいとかいう話があったと思うんですが、政治倫理条例というのはそういったものではなくて、やっぱり皆さん、御理解のように、議員それぞれが守れる、守れると言いますか、守らなければならない条例でございますので、それぞれの議会で、議会は合議制でございますので、議員の話の中で、美祢市の政治倫理条例というものはできていかなければいけないというふうに思ってますので、他に比べて厳しいとか、緩いとか、そういったことでは決してないというふうに思っております。

その他、いいですか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） この純政会の政治倫理条例改定案は、実は、分科会でありましたけど、去年の12月議会に出されてるんですよ。それから、さらに3月議会で

も議論しましたよ。それで、6月議会では、これの対案として政和会とどこですかね、新政会から対案、出ましたよ。

で、ルールを守れるとか、守らんとか、皆さんおっしゃるけれど、これだけ正式の議会改革推進特別委員会並びに分科会で議論したことを、何が、この際、うやむやにしておしまいにする。これは私は論外の話だと思います。これこそルール通りに委員長、やっていただきたいし、せつかく委員長も自分の案があるとおっしゃってるんですから、もう四の五の言わずに、休憩前に出してください。しっかり、この休み時間に考えておきますから、ぜひお願いをいたします。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ちょっと若干、言葉足らずのところがあって、委員長も誤解されてるところもあるんですけども、92条の2、兼業の禁止、こういったところのものちゅうのは判例等があって、その事業に入って50%以上はならないということであって、それに対して、市でいろんな条例で、これを30にするとか、そういったことであってはいけないということを述べておるんであって、その辺、ちょっと誤解のないようにしていただきたいと思います。

○委員長（荒山光広君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） 先ほど言われましたように、決してこの条例案をうやむやにするつもりは、毛頭ございません。ただ、せつかくできた特別委員会、1年を目途にということでしたので、この9月で1年になるわけでございます。この辺で方向性を見出したいなというふうに思っておりますけども、大切なのは、やっぱり議員の皆さんのそれこそ解散の動議の理由にもなりました、その自由闊達な議論ができないからということございまして、せつかくの機会ですから、議員の皆さんの自由闊達な議論ができる場として、この特別委員会も位置づけがあったというふうに思っておりますが、残念ながら、そういうふうな意見がなかなか出づらかったなというのが、少し残念なところでございますけども、この委員会も1年が過ぎましたので、何とか方向性をというふうに考えております。

それで、いろんな御意見いただきました。来年の改選後にはしてはどうか、あるいは今回決めたらどうか。委員長案もあるというふうに申し上げました。この委員長

案が、決してそれで、そのまま行くというふうにも考えておりませんし、またその案を皆さんで協議いただいて、きょう、少し時間かかっても、どういうふうにするのか、その辺が協議できたらというふうに思っておりますが、委員長案を出させていただくということによろしいでしょうか。（「はい、結構です」「異議なし」と呼ぶ者あり）竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そりゃあ委員長権限ですから、発言の許可もなしに、結構ですとおっしゃった議員さんもおられますが、私はやっぱり、どうしても、委員長は、政治倫理条例改正ありきで進められておると思うんですよね。私、朝からこの委員会がなぜできて、何を議論してきたかというお話をしたと思うんですが、どうも理解していただけないようでございます。

従って、私は議員の身分、あるいは議員の資質の問題、これを市民に訴えられたらどうですかと言ってるんです。別に怖いことないでしょう。当然、私はこの政治倫理条例をつぶした張本人だということで非難を受けると思いますよ。しかし、私が92条の2を遵守すべきだということは今まで言い続けてきました。西岡委員は、それをとられての発言だろうと思うんですね。

ところが、これはもう私事で申し上げていいかどうかわかりません。単純に、坪井委員があのおっしゃったのは、私がおかしいと思ったから、あなたを取り上げたんだと。ほかの議員は、私がおかしいと思ってないからと。こんな議会が始まったんですよ。いいですか。思い込みだとか推測でものごとがどんどこ、どんどこ、変な方向へ流れる。ものは、ルールは守らない、その上に反省の弁もない。そうした議会を皆さんが倫理条例を変えること自体、僕は反対してるんじゃないんです。だから、市民に訴えて、ちゃんと意見を聞いて、判定を受けてやりましょうやと言ってるのに、何か怖いんですか。私は、その、絶対1年って言ったから、きょう、結論出さんにゃあいけん、僕はそんなものじゃないというふうに思ってます。本質が違ってるんじゃないかと思ってます。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 別に、この政治倫理条例を決めることが大前提ではございませんし、せつかく両方、3方から提案が出てます。これを材料として、いろんな御議論が深まればというふうに思って、この時間をかけてやってきたつもりでございます。そういった意味も含めて、もう少し議論が足りなければ、しっかりと行っ

ていただきたいというふうに思っております。

どなたかございますか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） この委員会が始まって1年ありました。その間、議会の外で3件事案がありました。最終的には、いずれも全部、私に言わせたら没の扱い。なぜなら、議会外だから。従って、議会の外では議員バッジを、大したバッジじゃないね、二千何ぼじゃから。それを示して、いろんなことを言われてもいいというふうに皆さん、思っておられるんでしょうね、多分。だから、それに対して市民の皆さんは、やはりいろんな批判をされてるんです。私もいっぱい聞いてます。だから、私は皆さんの、その市民の声を真摯に受け止めるのは選挙しかない、こういうふうに思ってるんですよ。ですから、堂々とそのことをお訴えになり、何なら竹岡のばかが潰したと言われても結構です。私は私なりに機会があれば弁明したいというふうに思っております。

ですから、何回も申し上げるように、守れる人たちが守れる条例をつくるべきであるということは変わっておりません。しかしながら、うちの会長が申し上げたように、決して今までの条例が不備だとは思ってないんです。いわゆる今、上乘せ条例をつくろうとしておられるんですね、92条の2は首を振られたけど、92条の2は地方自治法上にきちんと定められてあります。結果として裁判になりまして、最高裁が何をやったか、あれは最高裁の判決じゃないと、こうおっしゃるんですが、広島高裁が判決したですよ。

そういうふうに、いいですか、地方自治法上で決められているものに疑義があった場合は、司法の手で判断する。これが今までのルールなんですね。だから、副議長も言ったように、守るべきことは守らなくちゃいけない。これは当たり前の話ですよ。ただ、それを、何の思惑か知りません。私がおかしいと思ったから、ほかの人のことは私は関係ありません、思っていないじゃから。こんな発想で議会被やられたんじゃあたまりませんよ。いいですか。

ですから、私が申し上げておるのは、来年の選挙、堂々と選挙、訴えようじゃないですか。市民の皆さんに訴えて、その判定を受けようじゃないですか。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他ございませんか。よろしいですか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 竹岡さんのおっしゃるとおりです。市民の判定はきちんと私

たちも受けたいと思います。

しかし、今、議会でできることは議会でやっておくべきだと思います。私は、今、委員長が案をつくってらっしゃるなら、その案を見てみたいと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他、いいですか。

特別委員会ですから、皆さんの御意見をもとに進めております。ぜひ活発な意見をお願いしたいところでございますけども、よろしいですか。

それでは、このまま行っても平行線でございますので、なかなか進みませんので、先ほど申しましたように、委員長の提案という形で今、準備をしておりますけれども、きょう、純政会のほうから字句のちょっと訂正がありました。その辺の確認をしたいと思いますので、休憩後に配付をしたいと思いますが、10分間休憩して、その後、それを配付した後にお昼休みに入りたいというふうに思いますので、どうぞ10分間休憩いたします。

午前11時50分休憩

-----  
午後 0時01分再開

○委員長（荒山光広君） 休憩前に続き、委員会を開きます。

先ほど申し上げましたように、今まで数を重ねまして、さまざまな御意見をいただいたところでございます。

委員長として、それぞれの御意見を反映してつくったつもりでございます。今、机上に配付してございますけども、本日出されて、短い時間ではございますけども、またお目通しをいただいて、それぞれの御意見をいただいて、午後から議論していただきたいというふうに思っております。

それでは、1時から再開したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

1時まで休憩いたします。

午後0時03分休憩

-----  
午後1時00分再開

○委員長（荒山光広君） 休憩前に続き、委員会を再開いたします。

休憩前に委員長案という形でお示しをしております。

この内容につきましては、先ほど申しましたように、これまで皆さん方のいろいろな御意見をいただいたものを、それぞれの会派から出た案につきまして組み入れたものでございます。

細かくは説明いたしません、本当、赤字で書いてある部分、それから青い字で括弧してある部分、政和会とか純政会とか新政会とかございます。これは、それぞれの会派から出たものを入れ込んでおるところでございます。特に、赤字で記した部分を改定したらどうだろうかというふうな案でございます。

なお、第8条の上の「調査請求権」となっていますが、これは、このたび純政会から出されたものが「審査請求権」に訂正されておまして、これ、ちょっと訂正漏れでございますので、審査請求権に変えていただきたいということでございます。

短い時間ではあったとは思いますが、お目通しをいただいて御意見を賜りたいと思っております、どなたからでも結構ですが、御意見あればよろしく願います。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 荒山委員長さんにおかれましては、大変に御苦労された提案だと、このように最初、申し上げておきます。

そこで、この政治倫理条例の改定、何を主眼とするかという、その問題なんです。私は午前中申し上げましたように、要するに、政治倫理条例っていうのは議員一人一人の倫理観の問題、道徳観の問題、心の問題ということだと思っております。ですから、どなたか盛んにおっしゃるような、何かこんなあれで、がんじがらめに縛るべきではないという御意見もございますけれど、それは縛るんじゃなしに、そういう心がけをきちんとする、そのためにはどうしたらいいか、そこに工夫がなされてないと、これ、あまり意味のない条例です。心の問題ですから強制的に、法律の条文のようにガチガチに縛りあげて、さあ、どうだと、こういう話では私はないと思っているんです。

そういう、要するに心の問題ですから、それに反したと、あるいは反してる疑いが非常に強いという場合には、純政会の案のように、それはやっぱり最終の判断は市民の皆様委ねるとするのが絶対的に必要な要件だと思っております。つまり、反した人間に、何か条例の条文で制裁を科するというようなことは、もうあってはならないと思っております。

そういう観点からいたしますと、純政会の案で言えば、「市の契約に対する遵守事項」これ、純政会案の第3条の2です。ここの3条の2が全部、すっぽ抜けてんです、誠に御無礼だけど、委員長さんの案ではね。ところが、純政会の案の命はここにあるんですよ。ここにあるんですよ。そういう意味からすりゃあ、ほかの純政会の皆さん、どう判断されるかわかりませんが、私は、これはちょっと認めるわけにはいかんと、このように思います。

以上です。

- 委員長（荒山光広君） 3条の2、3ですか。坪井委員
- 委員（坪井康男君） 3条の2です。3条の。純政会案の3条の2ですよ。市の契約に対する遵守事項。よろしいでしょうか。
- 委員長（荒山光広君） という今、御意見でしたが、ほかの皆さん、いかがでしょうか。三好委員。
- 委員（三好睦子君） この6条の文ですけれど、その3行目ですが、工事の請負等の契約締結の自粛を求めるように努めるものとするがありますが、この自粛っていう範囲が、ちょっと、どのような範囲なのでしょう。政和会の方にお尋ねします。
- 委員長（荒山光広君） 委員長案の6条ですね。これは読んで字のごとく、工事請負等の契約締結の自粛でございます。三好委員。
- 委員（三好睦子君） 指定管理に指定されたと……、当該法人等の取締役等、辞任しなければならないとありますが、この役員で報酬を受け取らない人も報告、報告っていうか、受け取らない人も含まれると思われませんが、いえいえ、法人の方の取締役等を辞任しなければならないとありますが、この範囲っていうか、その報酬を受け取らなければ関係ないということなのでしょう。
- 委員長（荒山光広君） 済いません、何条でしたかね。7条。  
その辺も、あれですかね、条例の中に明確に事細かに入れていく必要があるんですかね。逆に、皆さんで議論していただきたいんですけども。坪井委員。
- 委員（坪井康男君） 委員長さん、おっしゃったように、文字どおり、当該法人等の取締役等を辞任しなければならんと、これで十分だと思います。別に報酬とか何とかは関係ないと思います。
- 委員長（荒山光広君） その他、御意見ございませんか。三好委員。
- 委員（三好睦子君） 済いません。短い時間に私なりに勉強させていただきました

が、この委員長提案の中の2ページの、「誓約書の提出の義務」とありますけれど、この誓約の内容は1条から3条までの内容を満たしているものなののでしょうか。

○委員長（荒山光広君） 1条から3条。この誓約書は、読んでいただいたらわかるように、この基本条例を遵守するという誓約ですね。この条例全体を遵守するという誓約書を出したらどうかということですね。

いかがでしょうか、皆さん。

先ほど坪井委員のほうから、純政会の案の第3条の2の項がそっくり抜けているが、いかなものかというふうな御意見もありましたが、その件等についてでも結構ですし、全体を通してでも結構ですが、なかなか短い時間で全てをとということも難しいとは思いますが、肝の部分もしっかりと議論していただけたらと思います。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の、委員長案の第4条の、「誓約書の提出義務」というところなんですが、条例を遵守いたしますという、それだけの誓約書というのがどのような意味を持っているのかというのが、よくわかりません。条例、丸ごと遵守したって、そりゃ細かいところまでありますよね。いやしくもその地位の影響力が不正に行使してとか、自己の利便を図りとか、どうのこうのって、それについて誓約書を出すつつたって、これ、非常に出しにくいし、出したところでぼんやりしてて、何だろうなという感じがします。

私が純政会の案は、大事なものは、この条例は遵守するんだけど、何を遵守するかと言いますと、市との契約を辞退しなければならんという明確な前提があるんですよ。これを守らない場合はということで、純政会の案はつながっていくんですよ。ところが、これだと、誓約書を出しても、じゃあ、その誓約書の中のどこに該当するんかなんてことも、特定のしようがないんですよ。そうすると、これ、誓約書って一体なあについていう話になろうかと思います。

だから、私は、これは再三にわたって申し上げますけれど、議員一人一人の個々の倫理観、道徳観、心の問題をきちんとしようねって。それを先ほど、どなたか知らんけど、守らないやつがいるからどうのこうのおっしゃるけれども、そういう心の問題ですからね、倫理観なんです。それを守らせる手立てなんかないです。私は端的に言って。そりゃあ、もう十人十色、百人、人間おれば、全く考えが違うわけですからね。それをある基準で、何か仕分けをしようと思ったって、それはでき

っこないんです。

だから、再三にわたって申し上げるように、純政会の案は、今のように、辞退しなければならんというある種の倫理観を前提にして、辞退しない人がいたら、これ、ちよつとこの条例の趣旨に反してますよとって審査をして、その結果がやっぱりそうだねということになれば、これを市民に公表して、次の選挙のときに市民の判断に委ねるとというのが、何回も申しますけれども、純政会案の一番エキスの部分、本質の部分なんです。そこんとこすっぽり抜かしてしまいますと、あとはもう、政治倫理条例ですから、心の問題、縛りようがないです。その点を特に強調しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 今、政治倫理条例、まさに心の問題という御発言でしたけれども、まさにそのとおりだというふうに思います。

この誓約書を入れたというのも、我々新政会または政和会のほうから、これはぜひ入れたらどうかと。午前中にもお話があったように、やっぱりせつかく決めても、これを守らなければ意味がないという意味で、この条例を遵守するための誓約書。もちろん、法的な束縛力もないわけですけども、まさに心の持ちようということで誓約書を入れようというふうなことを入れたんだろうというふうに思っております。

提案者の純政会のほうは、何か御意見ございますか。提案者と言いますか、今の第3条の2ですか、それが全く抜けているということなんです、その件について御意見があれば、お伺いしたいと思います。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 当然、純政会としてまとめて出した案ですので、この案に沿ってやっていただきたいというのが率直な思いでございます。

今、坪井委員言われたとおり、決してこの条例案を掲げてるのが、厳しい案だというふうには私、認識しておらないというところです。いろいろな他市においても、こういった倫理条例、制定されつつあります。やはり、午前中にも言いましたが、反省を含めて襟を正して、やはり市民から疑念の持たれない議会であるべきだというふうに思っておりますので、ぜひこの項を入れていただければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） という御意見ですけども、皆さん、いかがでしょうか。河

本委員。

○委員（河本芳久君） この議会改革特別委員会の改革案にかかわって、審議を1年近くもやってきた。その一番中核になるのが、市民にわかりやすい、公の立場に立つ議員の市政のありようというところで、純政会の案を骨格にして素案を特別委員会に報告した。そういうひとつの審査経緯、そして皆さん方の特別委員会の分科会の総意を一応、まとめたものですから、この中核になる純政会の案の3条の2の項目が欠落しているということになると、これはやはり、せっかくの審議をし、これこそ議員の姿勢を正すひとつの条例だと、こう確認してきたわけですから、やはりこの項が抜けておるということについては賛成しかねる、こういう思いを私自身は持っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） この項について、片方では、あまり細かく規定してもというふうな御意見もあったのも事実であります。全国的に見ても、政治倫理条例、制定している議会、していない議会、いろいろあります。その中でとかく話題になるのは、それぞれの議会において、特に92条の2において、問題が起こってその改正をすると。この件に限らずいろんなことで問題が起こったときに、これじゃいけないということで改正されているというのが現状じゃないかなというふうに思っております。

今の美祢市議会の中において、それじゃあ、今の現状の政治倫理条例で何かこう、不備がある、具体的にそういった事案があるということであれば、こういったことも入れるべきだろうと思えますけども、現実、今は美祢市議会の中ではそういった問題は特にないわけですね。そこで、これをあえて入れるべきかというふうな議論も今まであったというふうに思います。

それで、冒頭申しましたように、今までの議論を含めて、それぞれの皆さんの意見を取り入れた中での委員長案ということで示させていただいたつもりでございます。これが全てではないと思えますが、まだまだ皆さんの御意見、これについての御意見があれば、しっかりとお聞きをしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく申し上げます。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の委員長さんの御発言で、ちょっと気になることがございます。それは何かと言いますと、92条の2、地方自治法の92条の2、兼業禁止、

もしくは関係私企業からの隔離というような説明もしてありますが、これ、問題、格別ないんじゃないのというぐらいなあれで、それ、少し事実と違うんじゃないでしょうか。あれだけ竹岡議員さんが盛んに92条の2をおっしゃって、もうちょっときちんとした形に入れるべきだと。これは竹岡議員さん御自身がおっしゃってる。

だから、そこのところをはっきりしようね、というのが一番です。そして、その点について極めてタイムリーというか、広島県府中市の政治倫理条例がいろいろ、普通で言えば問題のある条例だと思われるんですよ。だから、それがために議員になれなんだ人が訴えを起こしたんですよ。訴えを起こしたのは、直接は、この条例のおかげで、私は議員になれませんでしたと言って、市を相手に損害賠償請求したんですよ、内容は。それが最高裁まで行きますと、最高裁が損害賠償せえとか、するとか言わないんです。あくまでもその背景になっている条例のどこが、憲法の規定に照らして、違反してるのか、していないのか、それを判断したということでありまして、損害賠償のことは広島高裁に差し戻されてもう一遍やったところを、広島高裁、請求棄却になってる、33万円。最初は、払えって広島高裁、やったんですけども、それ、棄却してあったんですよ。

その結果、府中市の条例が憲法に違反してませんと。その憲法に違反と言うのは、21条の1項、22条の1項です。21条の1項というのは、確か職業選択の自由ですよ。21条の1項が、議員活動の自由。思想信条の自由。その自由を束縛してるんじゃないかというのが21条の1項に対する訴訟のポイントです。

だから、22条の1項は、これは何て言いますか、議員の職業選択の自由なんですよ。それを奪うんじゃないか。つまり、市と契約関係にある場合は、辞退しなければならんと書いてあるのは、職業選択の自由を制限してるんじゃないかと、そういうことで訴えがなされて、最高裁はいずれも、そんなことはありませんと、この条例は憲法の制定された範囲内ですよ。堂々とそういうことを言われ、お墨つきがあるんですよ。

ですから、あれだけ92条の2をはっきりさせようねっておっしゃってたんですから、これほどはっきりした規定はありませんよ。

あくまで今回の条例改定は、兼業禁止の規定をどういう形でどう折り込むか。それが一番の要ですよ。その問題についてどんぴしゃりの条例があって、それが合

憲ですと言われたんですから、これ以上のものはないと私は思っております。

あと、誓約書とかどうのこうの言いましても、そんなもんで守るように束縛しようたって、委員長、無理です、それは。いみじくもあなた、おっしゃったように、守らせるためにとおっしゃるけど、そんなもんで守るわけがないと私は思っています。それで誓約書出せて、はい、守りますって、だったらとっくの昔に問題、起きてません。

だけど、もう一遍言いますよ。そもそも何で92条の2が問題になったかと言うと、24年の当選後の最初の定例議会ですよ、6月の議会ですよ。それで、そのこの全協で私と竹岡議員さんがこの問題を巡って、かなりの厳しい議論をしましたよ。それは原点です。あくまでも92条の2、それをどうやって条例に取り込むか。それが今回の条例改定の本質だということを改めて御理解いただきたい。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 確かに92条の2で、議論を深めていただきたいというお話はございました。

しかし、それが全てではございません。この特別委員会の起こった原点、それは午前中にも、るる皆さんからお話があったとおりになんですけども、新政会のほうからも上がっておりますが、人権侵害に関する項目を入れたらいいんじゃないかと、これもやっぱり倫理に関することですので、むしろ、この特別委員会が起こった原点からすると、その1点を入れれば私は事足りるんじゃないかなというふうに思っておりますけども、せっかく皆さん、いろんな面で議論していただいておりますので、もう少し議論を深めていただけたらというふうに思っております。坪井委員。

○委員（坪井康男君） ただいまの人権侵害の問題でございます。この政治倫理条例に、確かに人権侵害のような行為は慎みましょうという規定が入っている条例もございます。しかしながら、これ、条例に入れたから人権侵害をすとか、あるいはしないとか、私は全然、次元の違う話だろうと思っております。何か美祢市でも人権侵害事件が3つもあったやに、竹岡委員さん、おっしゃったけれども、何のことやらさっぱりわけのわからん話で、そんなもんだから人権侵害はすまいねって。これ、当たり前のことですよ。人権侵害ってのは当然してはならん、当たり前のことですよ。それを倫理条例に入れるっていうことは、私は何かあまり意味のない話だろうと思えます。

最近、よく問題になってますでしょう。市議会議員が何かおかしいことをしたとか、薬物でどうのこうのとか、身近でも2件起きてますよ。それから、セクハラをしたとかどうのこうのとか、あれこそ、あのセクハラこそ、まさに人権侵害ですよ。そういうものをこんな政治倫理条例に入れてどうこうというお話では、私はないと思います。何か、決めても決めなくてもどうでもいいような話を文字にされるっちゃうのは、私は納得いきません。

以上です。

○委員長（荒山光広君）　という御意見ですが、皆さんの御意見あれば、よろしくお願ひします。岡山委員。

○委員（岡山　隆君）　今、しっかりと折衷案、委員長が出された改正案について、いろいろそれぞれ審議されておりますけれども、府中市におけるこの条例改定、条例案なんですけれども、これが事件性の事案があったということで、そこまで厳しくされた背景があるとは思っております。

それで、その府中案というのが全国的にどんどん、同じような条例が入って来るといふのであれば、そういうことも若干、勘案せんにゃあいけんかなという思い、ありますけれども、そういったところはあまり聞いてはいないです。

そういった面から見て、まだ政治倫理条例さえもないところも結構あると聞いておりますし、この政治倫理条例についてはもう既にあります。今、委員長からの改正案も出ました。

もし、この条例がなかったら、私はしっかりと、この政治倫理条例がなかったらつくり込んでいかなくちやならないと、このように思っております。

議会基本条例が制定される前には、まだまだこの全国自治体では議会基本条例というものはないでしたね。それが、だんだん市民からの目線がいろんな面で厳しいということで議会基本条例、報告会を年2回行うとか、さまざまな案件を他市に行政視察に行つて、そういった基本条例というのを最近、立ち上げていきました。当然、私らも推進派でしたから、議会基本条例を立ち上げんにゃあいけんということでやってきたんですけれども、そういったことに関して3分の1ぐらいの方が、まだまだこの基本条例を立ち上げることにしましては、何と言いますか、反対みたいな意向があったように覚えております。

そういった形で、そういった基本条例、今まで条例がなかった場合には、そうい

う形で、いろんなことがあっても押し進めていかななくちゃならないでありますけど、まず、今、美祢市には政治倫理条例ちゅうのが既にあります。そして、ありますから、それを随時、その時々において改定していかななくちゃいけないですけども、府中市の事案はもうそんなに他市に広まっているわけではないということで、なかなかこれ、今92条の2に入れなかったちゅうことでありますけれども、この辺思うと、私も今、この委員長の案、いいところもかなりあると思っております。これを私は自分のいろんな、一般市民の方、また支援者の方に、これを、しっかりどうなんかということ、しっかりと私は意見を聞いていく必要があるなど、そのように思っております。

結構、重たい事案でもありますので、そういったことを私はいろんな評価、いろんな人と回って、いろんな意見聞きながら、皆さんはどうなんかということ、聞いていくためには、ちょっと時間かかるなど、そのように今現在のところは認識しております。

ということで、これ、ちょっと、今後もうちょっと、私はいろんな人の意見を聞いていくことが必要であると、このように感じております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 広島県府中市の条例と同じ条例、言いますよ。群馬県桐生市、そっくり同じです。愛媛県四国中央市、ほとんど同じです。愛知県高浜市、ほとんど同じです。隣の下関市は、これ、政和会の案の下敷きになってますが、これ、少しトーンが、私が考えるには弱いんですけども、似たようなこと、書いてあるんですよ。

それから、新政会の下敷きになっております光市、これはちょっと府中市のような条例と少し違います。

ということで、全国いっぱいあるんですよ。それは私は、これ、岡山委員さん、インターネットで調べられたら、すぐ出てきますよ、最近。ですから、今もおっしゃったようなことは事実には多少、反するんじゃないかなと思いますし、何よりも、去年の12月の特別委員会、提出した案ですよ、純政会の案は。3月でもやる、6月でもやる。いつまでやれば済むんですか。単なる引き延ばしとしか思えないですよ。

それで、しかもさっきも申し上げたように、24年度6月議会であれほど私と竹岡議員さんが92条の2の問題をめぐって、本当に壮絶な議論をしましたよ、半日ぐらいやりましたかね。だから、まさに問題になってるんです、これが、美祿市では。大変な問題になってるんですよ。だから、これをきちんと府中市の条例に沿って入れるということで何の不思議もないと思いますし、ぜひ必要なことだろうと、私は思っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） もう午後はあまりしゃべるまあとと思ったんですが、私の名前が3回も出ましたんで、ちょっと反論させていただきます。

私が92条の2についてということで、確かに24年の5月、臨時議会ですよ、定例会じゃないんです、臨時議会で申しあげました。それは間違いございません。

しかし、その背景は、午前中にも申しあげましたように、いいですか、私はおかしいと思ったからやったんだというんじゃないで、それぞれの個人の方がそう思うんじゃないで、法に照らしておかしいと言われるんならまあいいんですが、その方、その他の人が、私はおかしいと思ってないんだとこういう御発言なんですよ。ですから、地方自治法の92条の2で定められていることについて、きちんとしましょうやと申しあげた。そのことなんですね。ちょっと論点が違うと思います。

私は、そうした92条の2の解釈は、これ、当然、最終的には司法の手にかかるだろうということで思ってたんですが、そういう結果になりました。

別に、今まであった条例が劣悪な条例なら、これは改正のあれもあると思います。別段、何もありません。この何年間。

先ほどおっしゃったように、あるいは麻薬事件とかいろいろありましたね。そうした刑事的な犯罪があれば、これはまた、そのときに考えていかなくちゃいけない問題だろうと思うんですが、しかしながら、やっぱり刑法でそれは裁かれていくだろう。92条の2も一緒なんですね。地方自治法にのっとして。ですから、我々の政和会が申しあげたのは、92条の2は斟酌して考えていきましようやというあの提案をしてますよね。そういうふうにかかれてます。

それから、もう一つは、私たち、これは政和会しかやっておりません。議長に監視の対象者を明確にするためという、これも法律上に基づいて申しあげているわけ

ですよ。誰が対象者になるのか。この辺もきちんとしていく必要があると。

その次に、そのときにもやはり92条の2を趣旨を斟酌しと、こういうふうを書いてあるわけですよ。それから6条でも同じこと申し上げております。92条の2を規定を、趣旨を尊重しと、こういうふうにやっております。別段、抜けたわけではございません。

従って、せっかく委員長がこういうふうにご苦労なさいましたが、私は岡山委員と一緒にですね。これをもって堂々と、私は市民の皆さんに問いかけていって、本当に美祢の議会はどこが問題なのか。この条例が問題なのか、ルールを守らんで好き放題やってるのが問題なのか、その辺を明らかにしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私が申し上げておりますのは、そもそもこの議会改革特別委員会が立ち上がった経緯、何度も午前中、竹岡委員さん、おっしゃいました。まさしく92条の2、これが曖昧だから、きちんと条例の中に取り込もうね。こういう流れなんです。ですから、粛々と純政会の案が最高裁判所で、これ、憲法にきちんと合致してますよ。問題ありませんよ。そんな判決まで出てるんですから、何をためらう必要があるんですか。何のためらう必要もないと私は思っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他、ございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回、委員長から出された第3条なんですけど、その（1）なんですけど、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正や人権侵害、これ、新政会が出されていますけど、疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこととということであります。これ、今までなかったことで、こういったところのものは、きちっと私は当然、大事なことであり、入れていかなくちゃならない、入れなくてもいいと言われた方もおられましたけれど、私は絶対に入れていかなくちゃならないということであります。

それは、この3年間を振り返ってみると、美祢市未来を考える女性の会の女性の方に対する、きょうも午前中、話が出ましたけれど、そういったところに対するこの人権的な発言、そしてMineにぎわいステーションにおける観光協会の女性に

対する、こういったところの発言。こういったところのものは議員に一応、全員、その発言、誰とはなかったですけど、どういった背景があったかちゅうことを、私らは書類として、報告として、いただいております。

こういった事案をたくさん見てくると、どうしても本当に、人権侵害と思えるような形のものが、今まで私も、本当にちょっとまずいなということを感じる部分がありましたので、こういったところのものに関しては、しっかりとこの人権侵害、疑惑を持てる、こういったところが非常に私は重要であると思っております。

こういったことを私は公明党としたら、もう次は公認が取り消しされる可能性が1回ぐらいなら2回までならいいんですけど、もう3回、4回やると、もう完璧に公明党の場合は公認取り消しちゅうことになりますので、必ず私はこの3条、政治倫理基準、こういったものはきちんと入れるべきであると、このように思っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私は、人権侵害をなすべきではないと、それを入れるということは、ちっとも異論はありません。そのとおりでございます。ただし、今、岡山委員さんが言及されましたね。未来を考える女性の会の文書がどうのこうの。にぎわいステーションの人権侵害がどうのこうの。あなたは、この公の場で、何らか事実関係もはっきりしないことを口にすべきではないですよ。それこそ、まさに政治倫理条例の適応が要求される事項です。あまり軽率な発言はなさらないでください。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 発言をすればそのように揚げ足取られて、脅されるんですが、きょう、私も晩までには、美祿署に告訴されるんだろうなと思っております。これは、まあやむを得んなと思っておりますが。

しかし、議員がやっぱし議場以外、あるいは議会以外で、どんな発言してもいいということには、僕はならないと思います。そこはやっぱ反省すべきはせんにやいけん。

私たちは、私は飲まないから、飲んで言うたの忘れたとは言いませんが、やはり議員と言う立場から、仮にですよ、ハラスメント、パワハラ、モラルハラスメント、こういうのをもしこれ、一般企業でやったら即、首ですよ。議員だったら許される

かといったら、そりゃあないと思いますよね。だから、これは万一の例を申し上げただけでありまして、企業ではそういう場合は即、解雇されるというような、今、時代なんですね。

ですから、私はやっぱ議会外であろうとも、人権侵害を受けるような発言は、やっぱ避けるべきだと。

最初、人権侵害のことについては、坪井委員は要らないという発言、されたんですが、今度は要るという発言でしたから、安心しましたけど。

要は、いくら、どう言ったらいいですか、不備があろうと、ちゃんと我々が27年の3月ですか、いただいた冊子がありますよね。27年3月11日現在ということで、議会関係資料ということで、まず、最初が議会の基本条例から始まって、実に七十数ページまで、いろいろと議会はどうかと、あるいは委員会はどう進めていくんか、どうするべきか、議員はどうやるんか、議会はこういう意見があるんか。全て網羅されてますよね。これをしっかり守れば問題ないわけですよ。

ですから、この委員会できたのは、24年の5月の臨時議会の92条の問題から来たんだと、こうおっしゃるけど、違うんですよ。だから、問題をすりかえないでください。

大事なのは、懲罰委員会が起きて、そして、そのいわゆるきょう、三好委員も言われたですけど納得できないというようなお考えだろうし、それから、そうした考えの方もいらっしゃると、お聞きしてます。

従って、それに対して議会の解散請求も出たわけでしょう。その上で、我々は改革しましょうやと、こういう議会じゃだめだから改革して、一步もう1回踏みとどまって考えてみましょうやと言ったのが、いつの間にか92の2が柱になってくるんですよ。それが僕はいいと言ってるわけじゃないんですよ。

92条の2は当然、地方自治法で定められてますから、これは当然、守るべきである。これは当然のことですね。大事なのは、問題をすりかえるんじゃなくて、この委員会は何をなすべきかと。委員長、もう1回かじ取りをきちっとお願いをしたいと思います。

○委員長（荒山光広君） ただいま、いろいろ御意見をいただきました。

今、私の出しました委員長案に対して、るる御意見をいただいておりますけども、さらに条例だけではなくて、議会としてどう取り組むかと、議会のあり方をどう考

えるかというお話だったと思います。これは午前中にも、るるお話があったところでありますけれども、この特別委員会できた、事の起こりは、先ほども言いましたけれども、この議会の政治倫理に関する条例を改正することが目的ではないわけですね。その議論の過程の中で出て来たことでございますし、せっかく皆さんで分科会からも上がってきたことでもありますので、この本会議で今、まさに議論していただいておりますのでございます。

先ほど言いましたように、両方の——3つの案のそれぞれの御意見を取りまとめたものが、私が今、出させていただいた案でございますけれども、今から、これまで1年やってきました。先ほど坪井委員も言われましたように、これ、いつまでやるんかと。これをまた12月議会にまで引きずるんかということは、私も実は考えておりません。できればきょう、終結をしたいなというふうに思っておりますが、私が出したこの案でなかなか難しいよということになれば、もう、これ以上やっても、それぞれがやっぱり平行線ですので、時間の限りもでございます。

午前中からいろんな皆さんのお話がある中で、確かにこの改正も大事なことでございますけれども、今まである基本条例、それから今までの政治倫理条例、それから申し合わせ事項、会議規則、いろいろルールがございます。その辺をしっかりと守っていくという皆さんの意思と言いますか、その辺が個々で固まれば、私はそれなりの、この特別委員会の意義があるんじゃないかなというふうに思っております。

どうでしょう、皆さんの御意見があれば、またお伺いしたいと思っております。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） ちょっと委員長に確認したいんですけど、今のお話では、政治倫理条例は制定しない——改定しないで、このまま今、3案出て来て、4案目として委員長の案が出て来た。これを全部を一旦、なくして、流して、心構えを統一して、この会を終結させるというようなニュアンスでちょっと聞こえたんですが、それでよろしいんですか。

○委員長（荒山光広君） 私の思いはそういったところにあるんですけど、それこそ特別委員会、皆さんのそれぞれの立場にかかわることですので、ぜひ皆さんの御意見をまたお伺いして、そういった形でよろしければそうしたいなというふうに思っています。

しかし、今回、1年にわたっていろいろと皆さんの御議論をいただきました。本

質の部分も出てきましたし、いろんなことがあったというふうに思いますけども、やっぱり議会として市民の皆さんから信頼される議会にしていかなければいけないという思いは、皆さん共通だろうと思いますけども、あに凶らんや、いろんなことが起こる中で、市民の皆さんからいろんな批判も、また不信感も出て来たようなことで、この特別委員会も起こってきたというふうに思っております。

やっぱり新しく決めることも大事ですけども、今あるルールを守っていくことは、信頼される議会につながっていくと。

先ほどから話が出ておりますように、議会報告会等においてもその辺をしっかりと守っておれば、今のようなことはないんじゃないのというふうな御意見もいただいております。

そういった意味で、今までの議論を踏まえて、皆さんが、もう残りわずかですけども、そのわずかをもう1回、市民に信頼される議会に持って行くというその気概が確認できれば、私は成果があったなというふうに思っております。

今、それぞれ御意見いただきまして、私の出した委員長案に対して、いろいろな御意見いただきました。それで不備、不備と言いますか、これではなかなか難しいよというふうなことであれば、これ以上、議論をしても、それじゃあ、この委員会でまとめられるかと言えば、私もなかなかそこまでの自信がちょっとございませんので、先ほど申しましたように、改選ももう半年後でございます。ぜひ新しい議会の中で、この1年かけてやったことを踏まえて、本当に今、美祢市に何が必要なのか、議会に何が必要なのかということを改めて改選直後に議論を深めていただけたらというふうに思っております。

決して今のがまとめじゃないんですけども、もっと皆さんの御意見があれば、お伺いしたいと思います。山中委員。

○委員（山中佳子君） 今、この委員長の改正案、12時過ぎにいただきまして、私たちは食事をしなければなりません。まだきちんと精査しておりませんし、今、1時間余り皆さんの意見を聞きまして、もう1度、会派で検討させていただきませんか。しばらく時間を、いただきたいと思います。

○委員長（荒山光広君） 休憩ということでもいいですか。

○委員（山中佳子君） はい。

○委員長（荒山光広君） どのぐらいしましょう。20分ぐらいでもいいですか。それ

じゃあ、2時20分からということで、しばらく休憩したいと思います。

午後1時54分休憩

-----  
午後2時19分再開

○委員長（荒山光広君） 休憩前に続き、委員会を続行いたします。

先ほど来から御意見いただいておりますけども、どなたか御意見ある方は。岩本委員。

○委員（岩本明央君） それでは、先ほど純政会のほうでいろいろ協議しまして、お手元に配付しております純政会の改正の2ページ、上から4行目の、「市の契約に対する遵守事項」、これ、赤いあれで書いておりますけど、この項目、荒山委員長さんが提出されました改正案の2ページ目、2ページ目の第6条、「市との請負契約等に関する努力事項」というところに、今、申し上げましたのをに入れていただきたいというのが、先ほどの話し合いの中で出てきましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 下井委員。

○委員（下井克己君） 補足で申しわけございません。

このまま入れてくださいというんじゃなくて、何らかの形である程度、我々のほうは、例えば言葉として入れています。その言葉を何らかの形で、同じ言葉じゃなくても、その意味合いをもったような言葉を何らかの形で入れるように、例えば会派代表者会議でもいいので、そういうところですり合わせの時間をとっていただけないかというのが趣旨です。だから、委員長のほうで何らかの形ですり合わせをしていただきたいということです。そういう時間を設けていただけないかということです。

○委員長（荒山光広君） すり合わせというのが、あれですか、今の、純政会案の3条の2を、この委員長案のどこかに入れられんかというお話ですか。（発言する者あり）

ただいまのことなんですが、純政会案の3条の2については、これ、全く無視したわけではないんです。特に「92条の2の規定の趣旨を遵守し」とか、「92条の2の趣旨を斟酌し」とか、その辺で92条の2というのは、既に地方自治法で規

定をされておるものなので、あえてこの倫理条例にうたう必要はないんじゃないかという意見も、実は、今までもあったと思います。

その辺で、92条の2の精神を遵守し、あるいは尊びというふうなことで、表現をしたつもりではあるんです。下井委員。

○委員（下井克己君） 今の委員長の話は理解できます。理解できますが、我々としてしましては、やはりこの3条の2の、いろいろ細かく——細かくと言ったらまだ細くなるかも知れませんが、ある程度の言葉で入れてます。その言葉を何らかの、この6条ですか、委員長案の。その中にそういう言葉を入れるように、すり合わせと言いますか、そのような時間を設けていただけないかということです。

○委員長（荒山光広君） 会派代表者会議というよりも、この委員会は全員が委員でございまして、その辺の御意見があれば、この委員会の中でしっかりと議論をしていただければというふうに思っております。

と言いますのが、従来からよく言われておりますのが、休憩中に会派代表者会議やって、ちょこちょこっと決まったものが上げられて、市民にはわかりにくいというふうな御意見も、今までたくさんいただいております。特に、この特別委員会は議会改革の特別委員会ですので、会派代表者会議というよりは、この中でしっかり議論していただけたらというふうに思っています。

そういった意味で、今の件について、皆さん御意見があればお伺いしたいと思います。山中委員。

○委員（山中佳子君） 委員長案の第6条ですが、委員長は、「議員は地方自治法第92の2の規定の趣旨を尊重し、市を相手とする工事、もしくは製造の請け負い、業務の受託、または物品の売買を主要な業務とすることとならないように」と記載されておりますが、この主要な業務というのがどのくらいなものになるのか、非常にこの文面からは漠然としていると思います。その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（荒山光広君） これがまさに、ずっと話が出てますように、過去の最高裁の判例では、50%以下であるというふうな判例があるんで、その辺を目安にして考えておるところでございます。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今の件にちょっと関してですけど、前回、この件で、確か高木委員と馬屋原委員が案を出されたときに、私が質問したと思うんですね。主要

な業務がいくらなんかというところで、25%ということを言われて、この委員長案の中に、これは政和会の案ですよというふうに括弧書きされています。それが解釈が今、また違うわけですよ。委員長の解釈と政和会が出された解釈と、新政会が出された解釈と。これ、人それぞれによって、その解釈が違ってくるようなあいまいな表現というのはどうなのかなというのも1点、あります。

そういった、何%だと、そこで書くのもいかなものかということもありますけど、そういった、人によって解釈が違って、これはこうだから大丈夫なんだと、これは俺の会社は何%なんだというような違いになってはいけないので、もう少し変わった表現の仕方をするべきではないのかなというふうに思います。

○委員長（荒山光広君） まさに政治倫理条例ですので、あまり、今、西岡委員言われたように、あまり具体的な数字をここで挙げるというのは、なかなかふさわしくないんじゃないかなと。一般的に主要な業務、最高裁の判例、かなり前の判例ですけども、一般的にそれが流用されておるんですが、やはりその辺が筋じゃないかなというふうに思ってます。

前回、何%でしたか、25。あれは竹岡委員のお話の中で、「自分の場合は」というふうに言われました。後に、またうちの会派のほうからも、それは概ね25%だろうというふうに、その話があったわけですけども、後にうちの会派の中でも、その件についてはやっぱり25というよりも、判例の50だろうというふうなことは話しております。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 委員長案と純政会の案を比べてみますと、一番違っているところは、今のところなんですよ。それで、純政会の案は、要すれば、市と契約を辞退すべきであると。だから、この契約ちゅうのは、例え1円であっても契約は契約でしょう。だから、純政会の案は、そういう案です。要するに、市と工事請負契約、それから業務委託契約、さらには指定管理契約は、そもそも何%というのは関係なしに辞退すべきであると、こう言ってるところなんですよ。ですから、ここがものすごく違うんですよ。

だから、あと、条例に抵触する議員がいたとして、審査会にもしかけられたら、審査会は委員長はもうありますよね。かけられたときの要するに判定基準がまるで違うんですよ。そもそも1円以上契約があつてはいけないよと言ってる。委員長の案は50%以上って、これはまさに92条の2の裁判になったときの判定基準が

50%を超えたらアウトですよ、50%を超えたらじゃない、50%以上だった。49%ならいいですよちゅう案ですよ。ここなんですよ、一番の違いはね。そうすると、その違いは定量的にははっきりしてるんですが、その後の審査会にかけられたときの様子がまるで違うんですよ。

審査会にかけられたときに、委員長さんの案だったら50%以上か、未滿かって、また判断するためには、また西岡委員とそれから竹岡委員さんがこの前、議論があったように、要するに決算書を出すのか、出さんのか、事業概要書でいいじゃないかとか、あんな議論になっちゃうんですよ。そうすると、審査会そのものがまたガチャガチャになって、わけがわかんなくなる。そういう判定基準、審査会の判断基準、判定基準に影響があるから、このところは大事だねって言いたいんです。そこがポイントです。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 今のお話ですけども、市との請け負い、あるいは納品、納入に関して極端に言えば、その関係のある方はその議会に出られないということになってきますよね。そうすると、今の美祢市の現状で、そういう人たちを排除して、やっていくことが目的なんですかって言いたいわけですね。ですから、今、1円たりとも市との請け負いなり、納品がある方は議会に出られないということですよ。坪井委員。

○委員（坪井康男君） その点に関しましては、出られないという文言は一言も純政会の案ではないですよ。だから、そこは何回も私、申し上げたと思うんだけど、一応、審査会で、この人は抵触するような——政治倫理条例に抵触するような事実がありますよ。だから、その議会では辞職勧告ぐらいしか出せないんですよ。そういう意味でひとつも強行規定じゃないんですから。今、委員長さんおっしゃったように、だったら出られないねって、それは全然違った解釈ですよ。前回は委員長さん、おっしゃってますけど、出たって一向に構わないですよ、制裁がないんですから。心の問題ですから。

それはやっぱり、そうは言っても出にくいねって、そりゃあ思われるかもしれませんが。でも、それは強制規定じゃない、まさに心の問題です。これは、最高裁の判例でも、府中市の判例でもしつかり、そこ、言ってます。確かにそういうあれがあると、罰則じゃないけど、抑止効果あるということなんですよ。

だから、だからと言って強行規定じゃないから、そのところは委員長さんおっしゃることは事実と少し違うと思います。出れないねって言ったら、いや、そんなことないですよ、出たってちっとも構わないんで。

そこなんです。だから、倫理条例なんです。92条の2の、地方自治法92条の2の規定と違うところは根本がそこなんです。あれは50%、92条の2は50%以上だったら即、即でもないですよ。即でもないけれど、もうこれ、抵触するってなるわけですよ。だけど、それもちゃんとと言えば、議会の3分の2の議決でないと通常は辞めさせられないんですよ。ですから、どうも皆さん、解釈とか理解が少しまだ浅いと思いますよ。きちんと理解してくださいませ。お願いします。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 委員長は、何かこの、抵触したら新しい——仮に来年の春、選挙ですから、新しい人が出られんのではないかということだと思っ

おっしゃるとおり出られるんです。ただし、純政会の皆さんのあれは8条に、審査結果、いわゆる政治倫理条例に違反したと認められる議員に対しては、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会に諮り、次にかける処置を講じることができるの中に、2番目に議員辞職の勧告を行うことと書かれてるんですね。だから、出られるのは出られるんです。出られますが、その後、こういう問題が含んでると、こういうことだと思っ

私が申し上げたいのは、だから、これは誰かを出さんがためということは受け止めておりません。しかしながら、私はもっとひどいのは、議員の立場を利用して、昼前、ちょっと言いかけたんですが、もしあれだったら調査委員会でもいいし、私を罰せられてもいいと思うんですが、いいですか、議員そのものが入札に参加させると、これ、やってるわけですね。この1年の、この改革しようやというときにそういう問題、起きています。こういうのがいけないよと言ってるわけです。議員の立場を利用して、そういうふうなのをやっちゃいけない。

だから、結果として出て来たことについては、今、坪井委員さんおっしゃったように、92条の2では主たる業務ということになれば50だろうという委員長の判断、これはまあ正しいと思います。しかしながら、今、この掲げてある改正案については、どういうことかわかりませんが、出るのは構わんが、出たら制裁は加えますよと、こう書いてあるんですね。読み取れるんです。坪井委員さんは、いや、

そういうことはしてない、こうおっしゃるんです。だけど、ちゃんと8条にはそう、うとうてあります。

私は、いいですか、私は何回も朝から言っているのは、これが主体じゃないというのをいつも言ってるわけですね。だから、議員がどういう、その執行部に対して働きかけをするかというの、そういうのが大事であって、最後に私、お尋ねしようと思ったのは、冒頭に申しあげました市長からの要望、これ、やっぱし、こういう議論を先にして、どうも委員長は没にするお考えだなというふうに受け止めるんですね。あくまでも議長宛てじゃから委員長は、私は知らんよとおっしゃればそうなんですが、市政運営を円滑に行うため、対策を講じられるよう要望すると、こう最後に結んだ公文書が出てるんですね。これに対して、結局、何も言わないんです、誰も。僕はそこに大きな、この美祢の議会の問題があるんじゃないかというふうに思います。

私はもう、いろんなことで修羅場くぐってきましたから、いいんですが、私のときに25%、議会の中で、うちの売上げがいくらで、その比率が何ぼでって、まあ大変なこともみんな発言されまして、議事録、残っております。こんなにも本来は議会で言うべき言葉じゃないですね。

その上で、私のほうからあえて、西岡委員さんが言われたように、私の場合は25%、4分の1に満たないということで判決をいただきましたと言うただけであって、政和会の文書には25%とは書いてありません。また言った覚えもありません。私の例を話をしただけであって。ですから、その辺は勘違いがないようお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） もともと今、私が申しあげたのは、下井委員さんのほうから、委員長さんの案に、純政会の何条ですかね、あれを極力そっくりではなくて結構だから、その趣旨を体して入れていただけるように計らってはいだけませんかという議論だったんですよ。だから、その点は委員長さん、何かお答えになったような、なってないんで、まず、それをちょっと答えていただけませんか。

それとね、これ、純政会の案は、その8条見ましても、議員を辞めにゃあいけんとか何かひとつも書いてないですよ、これ。市民に公表するものとするとなつとる

んですよ。

だから、しっかり、この純政会の案を読んでください、見てください、去年の12月から出てるんですよ。ですから、そこ大事なんで、その8条見ても、議員には出ることには出れるけど何か後、制裁受ける、なんて言う、全然、事実と違う解釈をされますよね。ひとつも辞めにゃいけんことになってないですよ。

ただ、その審査会に諮って、抵触するか否かを、ものすごく大事なものは25%以上か、50%以上か、0%か。この違いなんですよ。で、それが審査会にかかって抵触する、しないという判断をされる基準になってると。それで、さらに抵触するよという判断されも、市民に公表するわけですよ。抵触された議員さんでも、市民の皆さんが選出されれば、もうそれまでの話ですよ。

そういうことが、この純政会案の根本なんですよ。これこそまさに政治倫理条例、議員一人一人の倫理観、道德観、心の問題、そういうことでございますので、正確に純政会の案を読み取っていただきたい。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 先ほどから、先ほども下井委員さんのお話で、3条の純政会案の、第3条の2を少し取り入れてくれというお話ございました。

その件で今、皆さんに御意見を求めておるんですけども、委員長、何も答えてないということなら答えますけども、先ほど言いましたように、「92条の2の趣旨を尊重し」ということで、僕は事足りるというふうに思っております。

そして、政和会の案で、兼業等の報告義務というものがございます。これも、そういうことに該当する議員は、その議会のほうに報告をすると、出すということの提案があつて、それも取り入れております。

そういったことで、既に92条の2は地方自治法で規定をされておることですので、どなたか言われましたように、これはもう当たり前のことなんで、あえて、この倫理条例に詳しく入れる必要はないと私は思っております。それ、回答でございます。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先ほども申し上げたように、そうすると、何か疑惑はある議員さんであっても、審査会に提出しようがないんですよ。なぜならば、当該法人、全体の取扱量が100としますか。この案ですと、50以上というものが証明されなければ、審査会そのものが開けないんですよ。そうしたら審査会そのものが全く

有名無実、形ばかりだと、そういう点も申し上げてるんですよ。

だから、文言だけがつらつらと、もっともらしく並んではいるけれど、実効性があるのか、ないのか、それが一番、大事なんです。なぜなら、心の問題ですから。92条の2は強行規定ですから、反しておればだめです。判例は市として同一の業務をするという非常に難しい表現については、50%以上、市との契約を占めておればアウトですよ。明確な規定です。あれは強行規定です。これはそうじゃないんですよ。議員の心の問題なんです。それをしつこく申し上げてるんだけど、そこがどうも御理解いただいてない。そこが問題なんです。

これを今のように、とにかく25でもいいし、50でもいい。そうだと決めたらもうどうしようもない、審査会、かけられないでしょう。ところが市と契約関係あるかないかってのは、執行部に聞けばすぐわかるんです。だったら直ちに審査会にかかるということです。その点はよく理解してください。ほかの議員さんもぜひ、その辺を理解してください。お願いします。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私もちよつと理解せえちゆうことですから、理解をしたいと思いますが、審査会は、必ずしも工事請負金額がどうのこうのというのが審査会じゃないんですね。政治倫理基準を守らなかったとき。ですから、たくさんあるわけですね。例えば、市の職員の採用についたり、承認のいわゆる人事異動に関して、またいらんこと言うたりとか、あるいは市の職員の公平な職務執行を妨げ、その権限またはその地位による影響力を不正に行使することを求められるような働きかけをしないこと。いっぱいこの羅列してあるんですよ、何項目も。

ですから、今、審査委員会、開かれませんか、ないですよという話じゃないと私は思います。このことも、やっぱりほかの議員さん方も理解をしていただきたいと私は十分、それは、この審査会というのがあると。

例えば、さっきも申し上げたように、入札入れてくれえやと、自社のことをもし言うたとしたら、言うた、言わんってお互いなると思います。そのときに初めて、そうした審査会が必要になってくるんだろうと思います。そういう理解で私はいいいんではないかと、こういうふうに思っております。

○委員長（荒山光広君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 濟いませぬ。先ほど委員長が、議員として出られなくなるの

ではないかと言われましたが、そうではなくて、市の請け負いや補助金の契約の仕事が議員がするということでは、市民から疑惑を持たれるのではないかと。そうした疑惑を持たれないためにも、その前提となることを避けるためにも、この92の2が必要であって、先ほど提案がありましたように、純政会の提案の2ページですが、この2ページの事項を入れることに賛成です。

それと、入れてしっかりと、この疑惑を持たれないように、議員が議員としてしっかりと活動できるようにしていければと思います。

そして、先ほどよりでしたが、議員としてのモラルは、これは当然、守るべきだと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 竹岡委員さんは、この審査会というのは全部、当てはまるんだから、問題ないとおっしゃるけれども、今は、委員長さん、この92条の2の問題をどう処理するかということが主要なテーマじゃないんでしょうか。ほかの、例えば、その人権侵害行為をしたと、そりゃ当然、いけないことですよ。審査会開いておやりになればいいんです。だから、そのことを私は開けないとひとつも言っていないです。

問題は、92条の2、請け負いか業務委託とか、そこなんですよ、そこに焦点絞って言ってんですから、何か竹岡委員さんの話は、絞ろうとするとすぐパーッと発散させられる。

いいですか、もう一遍言いますよ。あくまで今、議論になってるのは、この純政会の3条の2をどう取り扱うかということなんです。だから、あまり議論をまた発散させないでほしい。

もう1回言いますよ。この純政会の案だったら、市と契約関係にあるならば、そりゃあ簡単に調べられますよ。あるかないか、イエスかノーか。ところが何%かって、その当該法人の取り扱い量の中で、市との契約、何%かということになると、わからないんです。だって、当該法人が株式会社だったら一切、決算書なんか第三者は目に当たらないですよ。唯一例外的なのは、建設関係の事業者ですよ。これもうときどき決算書を報告せにゃいかん。市との契約は市に聞けばわかるんですよ。

だから、そういうことが大事なんで、結局、この25だとか50%以上が対象に

なるよと言ったら、92条の2に関しては骨抜きになると、そういう意味です。くどいけど何回でも申し上げます。よろしくお願いします。

○委員長（荒山光広君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 今のお話で、92条の2のお話という流れで今、おっしゃってますけど、私、見る限り、委員長案の中の5条にも第6条にも、92条の2の趣旨を尊重し、などの言葉が入っておりますので、92条の2というこの辺りは、ちゃんと反映されて、委員長案に入っているものだと思っております。

先ほど私、冒頭、午前中の意見でも言いましたが、純政会の案の、第3条の2にあります、2親等以内の親族の件と、ここに補助金という項目が入ってない、ここに懸念があるから、私は賛成できないと、午前中言ったと思いますが、まさに先ほど坪井委員もおっしゃったように、ここが私も肝だと思っております。

この第3条の2というのは、先ほどから地方自治法の92条の2の話ではなく、92条の2を逸脱して、そこから一步前進して、さらに重くしていこうという条文がここに書いてあるんだと思います。92条の2がいかにもこれを反映させるものと、阻止しようとするもののような勘違いを、もしかしたらテレビの前の人は思われるかもしれませんが、92条の2、地方自治法のこと自体はどこの案、どこの会派から出た案にもちゃんと尊重するという文言が出ておりますので、そこはクリアされています。

ここで今、問題になっているのは、その92条、地方自治法のラインよりさらに一步進んで、さらに厳しくしていくのを、どこのラインを引くのかという話だと思っております。新たな、地方自治法という日本全国、どこの自治体でも反映されるような法律ですね、大きな上位の法律を超えて、新たにどこに基準を、新たに新しい、どこにラインを引くのかという、今、議論がなっているわけで、ここはまさに、さじ加減という話になります。

1つ、ここの2親等以内というのは92条の2という地方自治法の中にかかれておりません。地方自治法の中では、基本的に本人が役員をするですとか経営してる会社が請負業務をしてはいけませんよというのは書いてあるんですけど、ここは2親等以内ですから、上はおじいちゃん、おばあちゃん、下は孫、横は兄弟までが関わるような役員をするような会社も一切だめですよという新しい基準が、ここに書かれてあります。

それともう1つ、ちょうどことしの初めくらいですが、国会のほうで政治家と金の流れということで、確か、大臣クラスが確か辞任されたような政治資金規正法違反ということで、結構話題になったものがあったと思います。政治資金規正法というのは、国会議員のお金の流れを規制するものでございます。その中には、規制されるべきお金の流れというのに、補助金という言葉が明確に書いてございます。

以前、ちょっと私がここの、なぜ補助金という言葉を入れたいんですかって聞いたときに、これは関係ないからというので説明あったと思いますけど、やはり理想とすれば、国会議員は補助金も規制対象になってるわけですから、補助金も規制対象するのは理想であることは間違いありません。ただ、地方自治法のここの92条の2の中には、補助金という項目は入ってません。何で入ってないのかというと、私なりに思うのは、私たちが住む美祢市のような過疎の小さいまちであろうが、下関のような大きいまちであろうが、横浜のような大きい都市も、全てこの地方自治法で賄うわけですから、それらの規模の全く違うものの都市が全てが何とか守れるだろうという、最大公約数の文面が書いてあるだけです。

ですから、大きな市町はさらに厳しい基準を取っていく傾向がございまして。それはなぜかと言うと、美祢市の財政の地方交付税の比率などを考えてもわかりますように、地域の財政規模が、民間の経済が小さいですから、どうしても、公的資金のお金の流れがどうしても大きい。ですから、そういう公的資金から無関係で生活できる人が本当、限られてるということです。都会なら民間企業がたくさんあって、民間経済大きいので、そういう公的資金など一切関係ない、そういう政治を目指す人で人材もたくさんいるでしょうけど、地方になればなるほど、そういう人が減ってくる。実際、選挙など出て来れない。そこで、クリーンな政治を目指すのは一番いいでしょうが、かといって人材を絞ることにもなって、それは結果的に市民にとってプラスになるのか、マイナスになるのか、という話だと思います。

ですので、あまり厳しくしていくと結局、人材の台頭が難しくなるということで、地方自治法の1つのラインというのを守って行こうというのは、1つの考え方だと思います。

今回、純政会のほうから出されたこの第3条の2、ここでひとつ厳しい基準に入ってくるということですから、1つはここで新しいラインを引くなら、この新しいラインを引く明確な理由、やはり、そこの市民の選択肢を狭めても、ここはいった

ほうがいいんだという明確な理由がなければ、とても賛成ができないということです。

ですから、冒頭言いましたように、2親等以内、なぜここが3親等はしないのか。補助金、なぜ入れないのか。例えば、今、例えば地方自治法92条の2の規定だけでしたら、ここにいらっしゃる議員さん、皆さん、これに引っかけられないと言いますか、そういうことだと思います。皆さん、当然、ここは法律的にクリアされていると思います。

しかしながら、2親等以内という基準をされますと、兄弟ですとか親、子供、おじいちゃん、おばあちゃん、孫までだめですから、引っかかってくる方がいらっしゃいますよね。ここで、ある程度、引っかかって、引っかかっているという言い方、まずいんですかね、とにかくここで抵触する方がいらっしゃいます。先ほどの補助金ということまで入れますと、かなりの方が、ここで、1人、2人じゃあなくなりますね。多分、農業法人されてる方ですとか福祉あたりですとか、そういう当たり、そういうのにかかわってる方、ほとんど引っかかると思います。そうなってくると、地方自治が成り立たない。

そこで、意図的に例えば、このまま明確にしなければ、すごい政局でされてるのじゃないか。政治的意図があって、されてるのじゃないかと疑惑が持たれることになると思いますので、そのあたりは、はっきりとされたほうがいいのではないかと、思って、私の意見とさせていただきます。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今、猶野委員から、純政会の案でということですので、提出したものから言わせていただけたらというふうに思いますが、2親等以内の親族ということは、これは先ほども坪井委員言われたとおり府中市、この府中市も人口約5万人程度弱ですね、の人口です。その府中市の政治倫理条例の中にもうたわれて、最高裁でそれは合憲だというふうに言われます。これが1つの根拠です。

もう1つの補助金の件ですけど、先ほど政治規制、政治資金規正法の話を経野委員言われましたが、それはちょっと間違いだというふうに思っております。補助金を、国から補助金を受けた企業が、その国会議員じゃなくて、ここは大臣だと思うんですね、国務職、大臣、副大臣、政務官に資金を提供することは、これは、これもまた政治資金規正法ではなくて、倫理規定のほうで決められているということだ

というふうに私は認識しております。

従って、補助金がなぜ入らないのか。これは補助金というのは、市長がその地域に対して、こういう政策を打ってもらえればこの地域が発展する、また振興していくところに対して、お金を出すということですので、その趣旨を踏まえてその活動することの意味合いだというふうに思っております。

また、請け負いというのは、やはりこれは自分、法人、その企業のなりわいとして収益を上げていく、地域振興も当然、含まれてるかもわかりませんが、自分の御飯の食べる糧にしていく。そのなりわいをしていくようだというふうに思っておりますので、そこは若干、認識の違いはあろうかと思いますが、私たちは補助金については市長が決めた地域の振興策にのっかって、それを行っていくものだというふうに認識しておりますので、その辺はちょっと若干、猶野委員との認識は、ずれてるのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 猶野委員さんの御指摘は2つありましたね。1つは、言うならば、最初からおっしゃってるように、上乗せ条例だということですよ。92条の2よりも厳しくしてるというふうにおっしゃったでしょう。上乗せ条例じゃないかって。これは冒頭から猶野委員さん、おっしゃってるんですよ。そのことと、補助金をなぜ入れないのかということをおっしゃいましたね。それに対してきちんと整理してお答え申し上げます。

まず、上乗せ条例ではない。2親等規制は。それはもう、れっきとした最高裁の判例があるんですから、それで十分お答えになってると思います。

それで、そもそも92条の2っていうのは、もう1回言いますよ、議員さんが個人で市と契約関係にあつたら、例え1円の契約であっても議員失職なんです。いいですか。それで、92条の2に規定してあるのは、市として同一の行為をする法人の役員になってはいかんと、議員。そういう規定ですよ。あなたはしっかりお読みになったことがあるかどうか知りませんが、難しいんです、あの規定は。市として同一の行為をする法人のというのは50%以上、市との契約金が占める、そういう企業の役員になってはいかんとというのが、92条の2の規定なんです。

ここで、盛んに論じているのは、92条の2の規定の趣旨を尊重するというのは、

要するに、議員としては市と契約関係にあれば、個人であれ、法人の役員としてであれ、正しく議決権を行使しない恐れが多分に大きいから、強いから、市民から疑惑を受けるよと。それが趣旨ですよ。ですから、これ、2親等規制が上乘せ条例でも何でもありません。2親等と言ってるのは、議員の心の問題ですよ。単に親子だけでなしに、じいちゃん、ばあちゃん、兄弟。これがその市と契約があっても議員さんは、おい、それ、やめてくれよと。こう辞退するよう勧めなきやいけんときは純政会の案ですよ。進めなくても、そしてペナルティーがないということです。それをあなたは混同しておられる。上乘せ条例、上乘せ条例と言われるのは、ペナルティーがあるのに、それに法律よりも厳しくするのが上乘せなんです。ペナルティーないんです、このあれは。しっかりその辺をもう1回、原点に返って御理解ください。

そして、補助金なして入らんか。92条の2はあくまでも、出だしが92条の2の趣旨を尊重しですから、あくまでも契約ですよ。市とその議員との。契約ちゅうのは双務です、双務契約義務があるんです。例えば、工事請負契約を受けたら、それを議員は工事を完成させる義務があるでしょう。市は、それに対して対価を払う義務があるでしょう、契約なんです、契約ちゅうのはAさん、Bさん、2人がやることなんですよ。

ところが、補助金というのは地方自治法第何条か正確には忘れましたが、寄附行為なんですよ、行政の。契約じゃないですよ、寄附行為ってのは、あくまでも反対給付を要求しない、市からの、執行部からの一方的な給付なんですよ。この場合、あくまでも決めるのは市長さんですよ。そりゃ、出してくれ、出してくれって働きかけはするでしょう。だけど、決めるのは市長さんですよ。そりゃ不正に出したら市長さんが適化法に違反という、ねえ適化法ってご存じですか。補助金等の予算の執行の適正化に関する法律というんです。非常に厳しい縛りがあります、5年以下の懲役もしくはどうのこうのって。大変重たい罰則があるんですよ。それをインチキして不正な申請でもろうても、インチキして出しても、両方、刑事罰受けるんですよ。そういう罰則規定がちゃんとあるのに、何でまたこんな条例で、そりゃあええとか悪いとか言わんにやいけんですか。

もっと根本の問題について、よく理解した上で発言なさってください。そうしないと、それこそ市民が聞いとったら大変な誤解を受けます。

あくまでも補助金は、不正に出しとったらそりゃあ市長さんが悪いんですよ。市長さんも議員にかかるんですよ。適化法でやられちゃうんですよ。それでまた、何かインチキの申請書出して、もらったら、もらったほうも適化法という法律で罰せられるんですよ。その辺のところは全然、理解なさってないんで、もう少し理解していただくようお願いをいたします。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 意見もいろいろ出ております。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 我が派の猶野委員が、今の補助金の問題を申し上げました。それに対して、適化法に云々という話でしたが、補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律のことだというふうに私は思います。もし、それだとしたら、地方自治体が支持する補助金には、本法は適応されないというのが趣旨でございます。なぜならば、この法律は、補助金等にかかわる予算の執行、すなわち国の財政活動に関し記述するもの。だから、国が国以外のものに対して交付するものが対象である、こういうふうに書かれておると思います。

あの、猶野委員にもっと勉強しろということだったんで、私も一緒にちょっと勉強したい、こういうふうに思います。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今、竹岡委員さん、おっしゃったのは、まさに適化法のメインのあれです。それで、補助金というのは寄附行為ですから、市長さんが無制限に一方的な寄附ができないんですよ。だから、ちゃんとした実施要綱とか補助金の交付要綱とかいうものがあるんです。だから、そういうものに縛られてますよということであって、不正に補助金を申請しては、やっぱり適化法の適応はないにしても、適化法の適用ちゅうのは竹岡委員さんおっしゃるとおり、一定のあれだ、こういうものはあれしますよ。例えば美祢農林開発、補助金もらってるでしょう、もらったでしょう。あれは雇用保険、雇用関係のね、緊急雇用対策費。あれがまさに適化法の適用を受けるんですよ。

だから、そういうものと今、正確に言い直します。補助金の交付要綱というのがあるんです、別に。その細かくは。それに違反したら、また要綱違反ですよ、ルール違反ですよというおとがめを受けると、こういうことです。訂正しときます。以上。

○委員長（荒山光広君） 今、第3条の2の項で、いろいろと御意見いただいております。さらに御意見ある方はお伺いします。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 政和会として意見、申し上げます。

先ほど純政会のほうからも、市との請負契約等に関する問題が、こうしてほしいという要望がございました。私ども政和会としましては、私ども政和会が出しました6条、市との請負契約等に関する努力事項というものをぜひ採用していただきたい。これで十分じゃなかろうかというふうに、意見を申し上げたいと思います。

○委員長（荒山光広君） よろしいですか。

この件は、今、双方いろいろ御意見がありまして、これも、なかなか今の段階ではどこまで行っても平行線をたどるんじゃないかなというふうに思っております。

今の政治倫理条例に関しましては、私、いつか言ったかと思えますけども、議会の議員に関することでございますので、大方の皆さんの御理解、あるいは御賛同がなければ僕はいけないなと思っておりますし、多数決でやるようなことでもないんじゃないかなというふうに考えております。

美祢市議会には政治倫理条例、既にあるわけでありまして、これが1からやるのであれば、つくるか、つくらないかということでもやるのも大切なことですが、既にもうあります。

来年の4月、改選でございます。市民の皆さんからも、改選から半年をもうすぐ切るような時期に、例えば今の、92条の2の項を入れたような、大きな改定をする時期にすれば、ちょっと遅いんじゃないかというふうな御意見もあるのも事実であります。これが決していけないというわけじゃないんですけども、やっぱり皆さんのある程度の御理解がないと、なかなか今の段階で、どちらか、これを入れ込むかどうかということについて、今までのお話を聞いても、なかなか決めづらいなというふうな気がいたしております。

今のことも大事なんですけど、せつかく、今、こうして出しておりますので、その他、そのほかの項目についてももう少し御意見いただいて、進めたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 確認と1点なんですけど、今のお話では、もうこの倫理条例は置くこと。一旦、もうこの場に置いて、次の改選後の議会に申し送りするなり、議会として、次の議会で対応してほしいということをお申し置くという認識でいいのかど

うかということと、きょう、今朝、冒頭、市長のほうから出た要望書のほうの取り扱いで、竹岡委員がこの案をどうするのかと、この特別委員会です、しないは別として、要望が出た以上は、何らかの対策を講じなければいけないのではないかと、私は認識しております。今、議長がこの席におられないので、副議長にちょっとそこの辺はお伺いしたいんですが、やはり冒頭、どういう内容かどうかも、ずらずらっと朗読されたわけでもないですし、公開されてるわけでもない。議員だけの中で今、この文書を持ってありますけども、当然のことながら、議員の皆さんもこの議会外には持ちだして、この文書を配布したり見せたりすることもないというふうに思っておりますけれども、やはり話しが、少しでもこのMYTを通じて市民に出たと。やはり市民の皆さんが、何があったんだと、どうなんだということを感じておられると思います。

この取り扱いについてどういうふうにするのか。これは委員長に聞くべき問題じゃないと思いますので、この場に議長、おられないので副議長にお伺いしますので、2点、お伺いしたいと思います。

○委員長（荒山光広君） ただいま、この政治倫理条例改正案、それぞれ出ておりますけど、どうするんだというふうな御意見です。

休憩前にもちょっとお話をしましたけども、この特別委員会ができて既に1年、冒頭申しましたように、1年を目途に皆さんの御意見をまとめていきたいということでございました。お約束の1年ということなんですが、これまでに定数につきましては慎重に審査いただきまして数が決定いたしました。今の改革にかかわることについては、分科会で議論いただきまして、この政治倫理条例の改正案並びにほかにもいろいろと出ておりました。

特に、この政治倫理条例に関しまして、長らく議論をしていただきました。このたび、これまでの皆さんの御意見を取りまとめて、この委員長案という形で出させていただきました。これをこのまま決めてくれということではないんですけども、今、いろいろと皆さんの御意見を聞いておられます、これをそれじゃあ、みんなが納得できるような形で、今の段階で取りまとめるのは、非常に困難だというふうには、実は私、考えておまして、もう1つは、先ほど言いましたように、その改選時期がもうわずか半年後に迫っております。その中で大きく改正をするということは、少し時期的に、次にどなたが出られるか、新人さんも出られますでしょうし、

ちょっと時期が悪いんじゃないかなというふうにも今、思っております。

そういったことで、皆様の委員の皆さんのお許しがいただければ、この条例改正案につきましては、改正後にもう1度、しっかりと議論を深めていただきたい。もちろん、今までやってきた議論の内容含めて、さらに深めて美祢市議会にふさわしい倫理条例をつくり上げていただきたいというのが、私の今の考えでございます。

それから、先ほどの冒頭に出ました要望書のお話ですけども、これにつきましては、この特別委員会で取り扱うということはできませんし、また、議会としてもその内容から、なかなか取り扱いが難しいというふうなことでございます。

ただ、言えるのは、今現在ある政治倫理条例、美祢市の、その中のどこかに抵触するということになれば、現行の——方法としてですよ、現行の政治倫理に関する条例によって、それこそ審査会というものもありますので、可能性とすれば、そういった形でことが進むということがあるかもしれませんけど、これは何とも私のほうからは言えませんが、可能性としてそういったこともあり得るのかなと。ただ、今言うように、特別委員会では取り扱いはできませんし、本議会のほうでも今の段階で、協議と言いますか、取り扱うことは非常に困難じゃないかなというふうに考えております。

よろしいでしょうか、そういったことで。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私も最後に、委員長にお尋ねしようと思ったんですが、西岡委員も同じ考えであったと思います。

現行の倫理条例の4条、調査権の請求っていうのは、議員2人の連署をもって議長に対して調査の請求をすることができる、こう書いてあるんですね。

私は、市長のそりゃあ手続き上の問題は、そりゃあ要望書だとか、そりゃあまあ形がどうあれ、そういうことを市長が議会に対して申し入れをしなければならなかったという、その背景なんですね。ちょっと表面的では私、わからないし、きょう、もう私が申し上げたのは、最後のくだりしか読まなかったんですね、中身については一切、触れませんでした。というのは、それは事実かどうかはわかりませんが、しかしながら、市長がそこまで書いて、議会に出さざるを得なかったということには、何らかの私、根拠があるんじゃないかならうかと思えます。

そこで、今の、議長に対してということになれば、本会議で出すわけですか。この委員会ではなくて、本会議上で要求するというところでよろしゅうございましょう

かね。

○委員長（荒山光広君） 当然、この委員会ではできませんのでね。

手続的には、書面で議長に提出されれば、議長の取り計らいでどうされるかということだろうと思います。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今、竹岡委員言われたように、議員2名以上の賛同があれば、そういったこともできるということですので、その件につきましては、議員の権利でありますから、ほかの議員がどうこう言う問題でもないというふうに、私は認識しておりますし、それが自由闊達な意見が行える筋、また民主主義の世界じゃないかなというふうに思っております。

私たちも、この政治倫理条例について、今、この場で決められないということですので、会派として議長に対して議員提案という形で、この改定案を出させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（荒山光広君） その他、御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） それでは、大変ふつつかな委員長で申しわけございませんでしたけども、この特別委員会が設置されましておおむね1年が過ぎました。その間に、政治倫理に関すること、あるいは議会運営に関すること、さまざまなことで御検討をいただきました。

最終的に取りまとめをすることが、どうもできませんで、大変残念に思ひますけども、しかし、今までしてきていただいた議論は、やはりこれからの美祢市議会について、大切なことの一つ一つでございますので、これが無になるということではなくて、これを踏まえて、今からの議会運営、それぞれの議員の責任と、それから、まさに倫理において考えていただきたいというふうに思ひしております。

本会議の委員長報告につきましては、この顛末につきまして、委員長報告をさせていただいて、この特別委員会はこれにて終結をしたいというふうに思ひしております。

皆さんの御協力に対しまして、厚く御礼を申し上げまして、委員会を閉じたいというふうに思ひます。どうもお疲れさまでした。

午後3時23分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月11日

議会改革推進特別委員長

荒山光広